

平成21年度

# 包括外部監査結果報告書

市税に関する事務の執行について

広島市立大学における事務の執行及び資産の管理について

広島市包括外部監査人

公認会計士 赤羽 克秀



目

次

1 市税に関する事務の執行について	- 1
	}
	- 65
2 広島市立大学における事務の執行及び資産の管理について	- 1
	}
	- 75



## 市税に関する事務の執行について



第1 外部監査の概要 .....	- 1
1 監査の種類 .....	- 1
2 選定した特定の事件（テーマ） .....	- 1
(1) 監査の対象 .....	- 1
(2) 監査対象期間 .....	- 1
(3) 監査実施期間 .....	- 1
(4) 事件を選定した理由 .....	- 1
(5) 補助者 .....	- 1
(6) 利害関係 .....	- 2
3 監査実施の概要 .....	- 2
(1) 監査の視点 .....	- 2
(2) 主な監査手続 .....	- 2
4 その他 .....	- 2
第2 外部監査対象の概要 .....	- 3
1 広島市の歳入に占める市税の割合 .....	- 3
2 市税の概要 .....	- 5
(1) 市税の種類 .....	- 5
(2) 収入状況 .....	- 7
(3) 市民1人当たりの市税と事業費 .....	- 9
(4) 収納率の推移 .....	- 10
(5) 市税の賦課と徴収にかかる組織の概要 .....	- 15
3 収納・債権管理業務 .....	- 23
(1) 収納事務 .....	- 23
(2) 滞納整理事務 .....	- 24
(3) 収入未済（滞納）の状況 .....	- 29
(4) 不納欠損の状況 .....	- 31
(5) 広島市における市税の効率的な収納体制の検討 .....	- 34
第3 外部監査の結果及び意見 .....	- 37
1 個人市民税 .....	- 37
(1) 概要 .....	- 37
(2) 監査の結果 .....	- 44
(3) 監査の意見 .....	- 44
2 法人市民税 .....	- 45
(1) 概要 .....	- 45
(2) 監査の結果 .....	- 52
(3) 監査の意見 .....	- 52

<b>3 固定資産税</b> .....	- 53
(1) 概要 .....	- 53
(2) 監査の結果 .....	- 58
(3) 監査の意見 .....	- 59
<b>4 収納・債権管理業務</b> .....	- 60
(1) 概要 .....	- 60
(2) 監査の結果 .....	- 63
(3) 監査の意見 .....	- 63

## 第1 外部監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

### 2 選定した特定の事件（テーマ）

#### (1) 監査の対象

市税に関する事務の執行について

#### (2) 監査対象期間

原則として平成20年度を対象とした。ただし、必要に応じて過年度及び平成21年度分の一部についても監査対象とした。

#### (3) 監査実施期間

平成21年7月30日から平成22年1月14日まで

なお、平成21年4月1日から平成21年7月29日までは、事件の選定を行うとともに、補助者の選定を行った。

#### (4) 事件を選定した理由

広島市は、平成15年10月の財政非常事態宣言後、平成16年4月に第2次財政健全化計画を、平成20年2月に今後の財政運営方針を策定し、これまで、これらの計画を基本とした財政運営に努めることにより、市財政の健全化に一定の成果をあげてきた。

しかしながら、長引く景気の低迷や、国のいわゆる三位一体改革により国庫補助負担金や地方交付税の改革が進んでおり、市財政は依然として厳しい状況にある。

広島市財政の健全化のためには、歳出の見直しや適正配分など歳出面での対策はもちろんのこと、必要な歳出を支える歳入の確保が重要な課題となる。地方公共団体の歳入確保のために市税は重要な項目であり、広島市においても、平成19年度実績において、一般会計歳入合計に占める市税の割合は38.8%(2,101億円)と歳入の根幹をなす市税の重要性は高い。

したがって、市税事務の執行が、法令に準拠して、公平かつ効率的に行われているかについて監査する意義は重要であると判断し、特定の事件として選定した。

#### (5) 補助者

公認会計士	山本 準 治	公認会計士	金本 善 行
公認会計士	大藪 俊 治	公認会計士	山内 重 樹
公認会計士	白木 怜 介	そ の 他	数井 節 子
そ の 他	佐藤 仁 美		

(6) 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

### 3 監査実施の概要

(1) 監査の視点

ア 市税の賦課及び徴収事務が、法令や条例等に準拠して行われているか。

イ 市税の賦課及び徴収事務が網羅的に行われており、公平性が確保されているか。

ウ 市税の賦課及び徴収事務を行う際、国・県等の関係者と連携がとられ、事務が適正かつ効率的に行われているか。

エ 市税の賦課及び徴収事務の実施に際し、誤りや不正が生じないよう未然に防止するなど仕組み（内部統制）があり、かつ、有効に機能しているか。

オ 未収となった原因が的確に把握され、未収金の徴収事務や不納欠損処分は適切に実施されているか。

カ 納税者にとって、納付しやすい環境が整備されているか。

キ 市税の賦課及び徴収事務を行う担当組織の規模等は適正であるか。

(2) 主な監査手続

- ・ヒアリング
- ・関係書類の閲覧・照合
- ・関係法規・条例との整合性チェック
- ・抜き取りテスト
- ・数値分析
- ・現物との照合

等による。具体的な手続については、それぞれの項目で述べている。

### 4 その他

- ・ この報告書上の団体・法人・個人名の記載方法等については、広島市情報公開条例及び広島市個人情報保護条例に従って判断している。
- ・ この報告書内のデータについては、可能な限り出所を記載している。
- ・ 数値については、原則、四捨五入しているが、単位未満を切捨てにより表示している場合もある。表合計と合計数値が一致しない場合がある。
- ・ 図表については、本文に図表番号を入れて解説する必要がある部分のみ番号を付している。

## 第2 外部監査対象の概要

### 1 広島市の歳入に占める市税の割合

広島市の平成20年度一般会計決算の歳入総額は、5,530億円（前年度比2.0%増）であり、このうち、市税収入は2,126億円で、これは一般会計歳入総額の38.4%（前年38.8%）にあたる。広島市の歳入・歳出決算と市税及び歳入に占める市税の割合の過去の推移は以下の表1のようになっている。なお、表1の平成21年度は当初予算額である。

表1 一般会計決算の歳入総額に占める市税の割合

（単位：億円、%）

区分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計	歳入(A)	5,231	5,337	5,419	5,530	5,516
	歳出(B)	5,176	5,281	5,356	5,481	5,516
市税総額	(C)	1,962	2,002	2,101	2,126	2,060
(C)/(A)(%)		37.5	37.5	38.8	38.4	37.3
基準財政	収入額(D)	1,623	1,681	1,695	1,672	1,650
	需要額(E)	2,069	2,119	2,099	2,112	2,029
	(D)/(E)(%)	78.4	79.3	80.8	79.2	81.3

（平成21年度 税務統計より）

国と地方自治体は、自己の責任と財源の下にその役割を担うという地域主権の理念に沿った予算編成を進めることが望まれている。

今年度においては、国の政策展開により地方の歳入の減少も予想されている。概算要求において、地方交付税の増額を提示しているとはいえ、地域主権の理念に照らせば、税源移譲による地方税の充実が必要と考えられる。

広島市の歳入に占める平成19、20年度の一般会計での自主財源<sup>(注)</sup>の割合はそれぞれ59.3%、58.4%である。多くの住民のニーズに応えるためには自主財源が必要となるが、自主財源の中心は言うまでもなく地方税であり、地方分権が本格化するなか、地方自治体の自律性を高め、自主的・自立的な行財政運営を行うために地方税の確保をいかに安定的に行うのかは、歳出削減とともに重要な課題である。

総務省の調査によると、平成19年度普通会計決算額による政令指定都市の歳入中に占める税収入の割合の単純平均は44.8%であるが、広島市は39.2%であり、税収割合は他の政令指定都市と比較すると低い水準にある。（次頁表2参照）。また、同じく総務省の調査による平成19年度普通会計決算額による政令指定都市の自主財源比率を単純平均した62.2%より、広島市の自主財源比率58.9%は低い水準にある。（次頁表3参照）。

なお、普通会計とは、総務省の地方財政決算統計上における会計区分で、自治体ごとに各会計の範囲が異なっていることなどから、財政状況の比較のために用いられる会計区分のことであり、広島市の場合、決算統計上の普通会計は、一般会計に特別会計の一部を加算し、さらに会計間の繰入れ、繰出し等を整理したものである。

(注) 自主的に収入することができる財源で、市税や貸付金の元利収入など。

表2 平成19年度普通会計決算額による政令指定都市の歳入中に占める税収入の割合

(単位：百万円)

区分 団体名	歳入総額 金額 A	税 収 入		税収割合 の 高い順
		金額 B	% B/A	
川崎市	526,637	289,669	55.0	1
さいたま市	397,939	217,448	54.6	2
横浜市	1,348,724	723,478	53.6	3
名古屋市	980,180	516,509	52.7	4
浜松市	271,746	137,428	50.6	5
千葉市	363,416	177,785	48.9	6
静岡市	273,816	128,302	46.9	7
仙台市	393,696	179,168	45.5	8
堺市	293,119	132,571	45.2	9
大阪市	1,577,285	678,485	43.0	10
福岡市	675,903	270,492	40.0	11
広島市	535,751	210,143	39.2	12
京都市	677,367	260,938	38.5	13
新潟市	314,160	119,843	38.1	14
神戸市	746,090	275,923	37.0	15
札幌市	770,955	282,384	36.6	16
北九州市	499,206	168,623	33.8	17
計	10,645,989	4,769,190	44.8	

表3 平成19年度普通会計決算額による政令指定都市の自主財源比率

(単位：%)

区分 団体名	自主財源比率	自主財源比率 の 高い順
名古屋市	71.2	1
横浜市	71.0	2
さいたま市	69.9	3
川崎市	69.7	4
大阪市	66.7	5
福岡市	63.8	6
仙台市	62.6	7
神戸市	61.5	8
浜松市	61.1	9
千葉市	60.9	10
広島市	58.9	11
北九州市	58.2	12
静岡市	58.1	13
札幌市	56.9	14
京都市	56.5	15
堺市	55.2	16
新潟市	54.6	17
平均	62.2	

(総務省 決算統計資料より)

(なお、広島市の場合の平成19年度の普通会計決算上の歳入は、5,357億円であり、表1の一般会計での平成19年度の歳入額5,419億円とは、前述の理由で異なっている。それによ

り、自主財財源比率も一般会計と普通会計とでは数値が若干異なる。)

## 2 市税の概要

### (1) 市税の種類

#### ア 市民税

##### (ア) 個人市民税

個人市民税は、市内に住所を有する個人で、前年中に所得のあった人に課されるもので、その人の前年1年間の所得に応じて課される「所得割」と、所得の多少にかかわらず広く均等に一定の税額で課される「均等割」とがある。広島市では、均等割額は年額3,000円とし、所得割額は前年中の所得金額を基礎とし、100分の $\alpha$ (分離課税分を除く。)を乗じて得た額で課税している。

また、市内に事務所等を有する個人に対しても「均等割」が課される。

##### (イ) 法人市民税

法人市民税は、市内に事務所、事業所又は寮等がある法人に課されるもので、資本金等の額と従業者数に応じて課される「均等割」と法人の所得(法人税額)に応じて課される「法人税割」とがある。均等割額は、法人税割の有無にかかわらず、法人の資本金等の額及び市内における従業者数により課税される。法人税割額は、国税の法人税額に条例で定められた税率を乗じて得た額である。

#### イ 固定資産税

固定資産税は、土地・家屋・償却資産(これらを総称して「固定資産」という。)に対して課されるものである。固定資産税は、毎年1月1日に、固定資産を所有している者が、その固定資産の価格をもとに算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金である。

固定資産税を納めるのは、原則として固定資産の所有者であり、具体的には、次のとおりである。

- ・ 土地・・・登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者
- ・ 家屋・・・登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者
- ・ 償却資産・・・償却資産課税台帳に所有者として登録されている者

#### 【償却資産】

会社や個人で事業を営んでいる人が、その事業のために用いる機械・器具・備品などで、土地・家屋以外の減価償却できる資産

- (例) 構築物(煙突、広告塔、屋外駐車場のフェンス・アスファルト舗装など)  
機械・装置(受変電設備、自家発電設備、立体駐車場の駐車機械設備、ウインチ、クレーンなど)  
船舶・航空機  
車両・運搬具(電車など)  
工具・器具・備品(テレビ、冷蔵庫、パソコンなど)

なお、次のものは原則として課税対象にならない。

(ア) 耐用年数 1 年未満の償却資産又は取得価額 10 万円未満の償却資産で、法人税法等の規定により一時に損金又は必要経費に算入されたもの。

(イ) 取得価額 20 万円未満の償却資産で 3 年間で一括して損金又は必要経費に算入する方法の対象とされたもの。

また、自動車、原動機付自転車のように、自動車税、軽自動車税の対象となるものは、償却資産の範囲から除かれる。

#### ウ 軽自動車税

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び 2 輪の小型自動車（これらを総称して「軽自動車等」という。）に対して課されるものである。

#### エ 市たばこ税

市たばこ税は、日本たばこ産業株式会社、特定販売業者及び卸売販売業者が、市内の小売販売業者に売り渡した「たばこ」に対して課されるものである。

#### オ 特別土地保有税

特別土地保有税は、土地の投機を抑制し地価の安定を図るとともに、宅地の供給を促進することを目的とした税で、一定規模以上の土地の所有又は取得に対して課されるものである。

ただし、平成 15 年度からは、新たな特別土地保有税の課税を停止している。

#### カ 入湯税

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用にあてるため、鉱泉浴場（温泉利用施設）における入湯に対して課されるものである。

#### キ 事業所税

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業の費用にあてるため、市内に所在する事業所等が行う事業に対して課されるものである。

#### ク 都市計画税

都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業の費用にあてるため、市の区域のうち市街化区域内に所在する土地及び家屋に対して課されるものである。

なお、市税の賦課にかかる業務執行については、市税収入の大部分を構成する市民税、固定資産税についてのみ監査を実施した。

## (2) 収入状況

ア 平成20年度一般会計決算の市税収入（広島市決算資料より）

表1 総括

科目		予算現額	調定額	収入済額 (内還付未済額)	調定額に対する収入済額の比率	不納欠損額	収入未済額
款	項						
市税合計		百万円 212,803	百万円 221,914	百万円 212,605 (359)	% 95.8	百万円 687	百万円 8,982
税目別内訳	1 市民税	100,842	105,715	100,591 (295)	95.2	324	5,096
	2 固定資産税	81,425	84,709	81,331 (4)	96.0	289	3,093
	3 軽自動車税	1,307	1,452	1,308 (0)	90.1	14	129
	4 市たばこ税	6,996	6,868	6,868	100.0	0	0
	5 特別土地保有税	0	11	0	0.0	0	10
	6 入湯税	56	47	47	100.0	0	0
	7 事業所税	5,879	6,088	6,126 (58)	100.6	0	20
	8 都市計画税	16,298	17,025	16,335 (0)	95.9	59	632

調定額とは、確定した納付されるべき税額であり、調定額は、現年課税額と滞納繰越額の合計である。現年課税額とは、当年度に課税された税額で、滞納繰越額とは前年度以前に課税された税額で未納となっている税額をいう。

なお、これ以降は、表1にある調定額に対する収入済額の比率のことを収納率としている。

表2 平成19年度と平成20年度の税項目別収入の内訳

(単位：百万円、%)

区分	平成20年度		平成19年度		前年度比較	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	増減額	増減率
市民税	100,591	47.3	99,439	47.3	1,151	1.2
個人市民税	71,971	33.8	70,664	33.6	1,307	1.8
法人市民税	28,619	13.5	28,775	13.7	155	0.5
固定資産税	81,331	38.3	80,218	38.2	1,113	1.4
軽自動車税	1,308	0.6	1,262	0.6	46	3.6
市たばこ税	6,868	3.2	7,232	3.4	364	5.0
特別土地保有税	0	0.0	7	0.0	7	100.0
入湯税	47	0.0	50	0.0	4	7.0
事業所税	6,126	2.9	5,882	2.8	244	4.1
都市計画税	16,335	7.7	16,053	7.7	282	1.8
合計	212,605	100.0	210,143	100.0	2,462	1.2

広島市においては、個人市民税をはじめとして全部で9種類の税を課税しており、表2は、平成19年度と平成20年度の税項目別収入の内訳を示したものである。前述したように、平成20年度決算の市税収入は2,126億円で、平成19年度と比較して個人市民税

や固定資産税の増収等により、1.2%(24億6,200万円)増となっている。

税目では、固定資産税(38.3%)と市民税(47.3%)の2つで全体の85.6%を占めており、基幹的な税目となっている。

主な税目の収入額の増減を見ると、個人市民税については、1.8%(13億700万円)の増となっており、主な原因は給与所得に係る納税義務者及び所得総額の増加である。

以下の表3は、平成19、20年度の個人市民税納税義務者数と平成20年度の前年度比であり、表4は、平成20年度の所得種類別所得割額と前年度比である。

表3 平成20年度と平成19年度の個人市民税納税義務者数 (単位:人、%)

年度	区分	所得割 と 均等割	均等割のみ	計	前年度比
19	普通徴収	168,945	14,168	183,113	
	特別徴収	357,569	6,147	363,716	
	合計	526,514	20,315	546,829	
20	普通徴収	171,153	14,347	185,500	101.3
	特別徴収	362,283	6,080	368,363	101.3
	合計	533,436	20,427	553,863	101.3

表4 平成20年度の所得種類別所得割額

(単位:人、%)

年度	所得の区分	納税義務者			所得割額		
		人員	構成割合	前年度比	金額	構成割合	前年度比
		人	%	%	千円	%	%
20	給与所得者	442,072	79.8	101.5	57,514,010	82.5	100.3
	営業所得者	26,247	4.7	97.9	3,549,821	5.1	99.4
	農業所得者	130	0.0	105.7	7,638	0.0	87.5
	その他の事業所得者	0	0.0	-	0	0.0	-
	その他の所得者	85,414	15.4	101.4	8,624,293	12.4	101.2
	分離課税の 譲渡所得等のある者	(内数) 4,878	-	-	(内数) 2,466,178	-	-
	計	553,863	100.0	101.3	69,695,762	100.0	100.4

法人市民税については、平成20年秋以降の景気悪化の影響により、0.5%(1億5,500万円)の減となった。

固定資産税と都市計画税は主として家屋分が新增築の増により増加したことにより、それぞれ全体で1.4%(11億1,300万円)の増、1.8%(2億8,200万円)の増となった。

市たばこ税については、販売本数が減少したことにより5.0%(3億6,400万円)の減となった。

事業所税については、資産割の増等により、4.1%(2億4,400万円)の増となった。

## イ 市税収入の推移

以下の表5は、広島市の市税収入の過去5年間の推移と、平成16年度の市税収入合計を基準値とした場合のその後の年度の市税収入合計の変動を表す指数である。

**表5 広島市の市税収入の過去5年間の推移**

(単位：百万円)

区 分		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
市民税	合計	77,398	80,151	89,861	99,439	100,591
	個人	53,405	56,059	60,891	70,664	71,971
	法人	23,993	24,092	28,970	28,775	28,619
固定資産税	合計	85,255	84,684	79,893	80,218	81,331
	純固定資産税	84,192	83,595	78,939	79,438	80,672
	交・納付金	1,063	1,089	954	780	659
軽自動車税		1,107	1,164	1,213	1,262	1,308
市たばこ税		7,358	7,209	7,328	7,232	6,868
特別土地保有税		91	165	62	7	0
入湯税		17	47	51	50	47
事業所税		5,422	5,546	5,732	5,882	6,126
都市計画税		17,454	17,241	16,033	16,053	16,335
市税合計		194,102	196,207	200,173	210,143	212,605
指数		100.0	101.1	103.1	108.3	109.5

( )平成20年度は交付金のみである。

市税収入の合計額は、5年連続増加しているが、これは主に市民税の増加によるものである。

### (3) 市民1人当たりの市税と事業費

広島市の税収入額を市民1人当たりに換算すると17万6,040円で、これに国や県からの補助金・交付金、市債などを加えて、市民1人当たり47万1,367円の事業を行っている。

市民1人当たり事業費に対する市税収入の割合は37.3%で、事業費が税収の倍以上となっている。

#### 市民1人当たりの市税と事業費

事業費全体 47万 1,367円	
市税	その他
17万 6,040円	29万 5,327円

なお、以下の税の目的別用途についても、平成21年度一般会計当初予算と、平成20年12月31日現在の広島市の人口117万111人で計算したものである。

#### 市民1人当たりの各事業別事業費と市税充当額

	市税	事業費全体
民生費	4万69円	11万5,666円
土木費	3万3,035円	8万9,198円
公債費	2万5,314円	6万4,304円
衛生費	1万6,616円	6万2,995円
教育費	1万8,817円	4万3,613円
総務費	1万9,307円	4万804円
農林・商工費	3,807円	2万3,451円
消防費	6,650円	1万2,068円
その他	1万2,425円	1万9,268円
合計	17万6,040円	47万1,367円

#### 市税1,000円のゆくえ

民生費	227円	福祉サービスの提供などに
土木費	188円	道路・市街地の整備、交通、観光などに
公債費	144円	借入金の返済に
総務費	110円	市民参加や平和の推進などに
教育費	107円	教育の充実に
衛生費	94円	保健・医療や環境対策などに
消防費	38円	防災対策などに
農林・商工費	22円	地域経済の振興に
その他	70円	議会の開催などに
合計	1,000円	

#### (4) 収納率の推移

収納率とは、確定した納付されるべき額（調定額）のうち、どれだけの割合で回収することができたかを示す比率である。この比率は、市税収入確保対策の有効性を測る指標といえる。収納率の数字が高いほど、税の公平な負担が図られており、かつ、安定した財政運営を行うことができる状態といえる。

ア 広島市の収納率

表1 市税の調定額及び収入額、収納率の推移

(単位：百万円、%)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
調 定 額	205,169	206,341	209,611	219,313	221,914
収 入 額	194,102	196,208	200,174	210,143	212,605
収 納 率	94.6	95.1	95.5	95.8	95.8

表2 市税の収納率(全体、個人市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税の推移)

(単位：%)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
全 体	94.6	95.1	95.5	95.8	95.8
個人市民税	92.2	92.7	93.4	93.8	93.5
法人市民税	98.9	99.1	99.4	99.3	99.7
固定資産税	94.4	95.0	95.3	95.8	96.0
都市計画税	94.3	94.9	95.1	95.7	95.9

表3 市税の税別調定額及び収入額、収納率の平成19、20年度比較（単位：百万円、％）

区分 ＼ 税目	平成19年度			平成20年度			
	調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率	収入額 対前年比
<b>市税</b>	219,313	210,143	95.8	221,914	212,605	95.8	101.2
現年課税分	210,961	208,195	98.7	213,304	210,651	98.8	
滞納繰越分	8,352	1,948	23.3	8,609	1,954	22.7	
<b>市民税</b>	104,263	99,439	95.4	105,715	100,591	95.2	101.2
<b>個人</b>	75,296	70,664	93.8	77,006	71,971	93.5	101.8
現年課税分	71,490	69,826	97.7	72,810	71,075	97.6	
滞納繰越分	3,807	839	22.0	4,197	896	21.4	
<b>法人</b>	28,967	28,775	99.3	28,709	28,619	99.7	99.5
現年課税分	28,696	28,725	100.1	28,392	28,569	100.6	
滞納繰越分	271	50	18.4	317	51	16.0	
<b>固定資産税</b>	83,702	80,218	95.8	84,709	81,331	96.0	101.4
<b>(純)固定資産税</b>	82,922	79,438	95.8	84,050	80,672	96.0	
現年課税分	79,502	78,590	98.9	80,779	79,865	98.9	
滞納繰越分	3,420	848	24.8	3,271	807	24.7	
<b>交・納付金</b>	780	780	100.0	659	659	100.0	
現年課税分	780	780	100.0	659	659	100.0	
<b>軽自動車税</b>	1,401	1,262	90.1	1,452	1,308	90.1	103.6
現年課税分	1,281	1,239	96.7	1,327	1,283	96.7	
滞納繰越分	120	24	19.7	125	26	20.5	
<b>市たばこ税</b>	7,232	7,232	100.0	6,868	6,868	100.0	95.0
現年課税分	7,232	7,232	100.0	6,868	6,868	100.0	
滞納繰越分	0	0	100.0	0	0	-	
<b>特別土地保有税</b>	18	7	40.2	11	0	0.0	0.0
現年課税分	7	7	100.0	1	0	0.0	
滞納繰越分	11	0	0.0	10	0	0.0	
<b>入湯税</b>	51	50	99.3	47	47	100.0	92.8
現年課税分	51	50	99.3	46	46	100.0	
滞納繰越分	0	0	-	0	0	-	
<b>事業所税</b>	5,879	5,882	100.0	6,088	6,126	100.6	104.2
現年課税分	5,860	5,870	100.2	6,070	6,119	100.8	
滞納繰越分	19	12	61.5	18	7	39.8	
<b>都市計画税</b>	16,767	16,053	95.7	17,025	16,335	95.9	101.8
現年課税分	16,061	15,876	98.9	16,353	16,168	98.9	
滞納繰越分	706	176	25.0	671	167	24.8	

市税の収納率は5年間継続して上昇傾向にあり、平成20年度の収納率は、平成19年度と比べて現年分は0.1ポイント上昇して98.8%、滞納繰越分は0.6ポイント低下して22.7%、現年分と滞納繰越分の合計は前年度から横ばいの95.8%となっている。

なお、平成20年度の合計分の収納率は、行政改革計画で定めた目標収納率(96.2%)を0.4ポイント下回っている。

平成20年2月に策定した「今後の財政運営方針」に、市税の収納率の向上を図り、市税収入等の確保に努めることを掲げ、平成20年5月31日までとっていた広島市収納対策本部の設置期間を平成24年5月31日まで延長し、広島市収納対策本部で決定した収納強化策を中心とした取組を進めている。

具体的な平成21年度における税収納率向上対策は以下のとおりである。

- (1) 差押・公売処分の強化
- 納付された方との公平を保つため、納税に誠意のない滞納者に対しては、債権を中心とした差押を強化
  - インターネットのオークションサイトを活用して動産・不動産の公売をさらに推進
  - 自動車やオートバイを所有する滞納者に対して、タイヤロックを活用した滞納整理を実施【新規】
- (2) 日曜日、平日夜間の全区一斉納付・相談窓口の開設
- 仕事などの都合で平日に納付や相談ができない方のために、休日・夜間の納付・相談窓口を各区役所の収納課で開設します。
- 日曜日の窓口開設（5月、10月、12月、2月の第三日曜日 午前9時から午後5時まで）
  - 平日夜間の窓口開設（毎月第三木曜日の午後8時まで）
- (3) 口座振替の加入推進
- 市・県民税等の納税通知書に市税口座振替依頼書を同封するなど、口座振替の加入を促進して滞納防止に努めます。

（広島市ホームページより）

イ 他の政令指定都市との比較

表4 平成20年度 政令指定都市市税徴収実績（収納率の高い順）

現年課税分＋滞納繰越分

（単位：百万円、％）

市名	調定額	収入額	収納率		参考	
			収納率	順位	平成19年度収納率	順位
名古屋市	529,145	516,306	97.6		97.7	
京都市	274,040	266,407	97.2		97.2	
横浜市	751,852	729,457	97.0		96.9	
北九州市	173,517	167,491	96.5		96.7	
川崎市	305,126	293,779	96.3		96.4	
福岡市	284,566	272,646	95.8		96.0	
広島市	221,914	212,605	95.8		95.8	
堺市	138,829	132,441	95.4		95.3	
大阪市	703,406	670,787	95.4		95.4	
神戸市	291,899	277,912	95.2		95.5	
札幌市	298,356	282,150	94.6		95.0	
さいたま市	234,700	221,502	94.4		94.4	
浜松市	145,652	136,913	94.0		94.2	
仙台市	192,751	180,961	93.9		94.1	
新潟市	129,353	121,384	93.8		93.9	
静岡市	138,879	130,003	93.6		93.7	
千葉市	193,689	178,214	92.0		91.4	
		平均	95.2		95.3	

### 現年課税分

(単位：百万円、%)

市名	調定額	収入額	収納率		参考	
			収納率	順位	平成19年度収納率	
					収納率	順位
名古屋市	518,778	513,675	99.0		99.1	
京都市	267,440	264,264	98.8		98.9	
広島市	213,304	210,651	98.8		98.7	
横浜市	732,169	722,333	98.7		98.7	
川崎市	295,182	290,955	98.6		98.6	
福岡市	273,924	269,999	98.6		98.7	
大阪市	674,493	664,748	98.6		98.6	
北九州市	168,436	165,930	98.5		98.7	
神戸市	279,628	275,210	98.4		98.5	
新潟市	122,078	120,062	98.4		98.4	
堺市	133,160	130,703	98.2		98.3	
千葉市	178,934	175,582	98.1		98.1	
浜松市	138,145	135,549	98.1		98.1	
静岡市	130,733	128,247	98.1		98.1	
さいたま市	223,134	218,781	98.1		98.1	
仙台市	183,415	179,117	97.7		98.0	
札幌市	285,058	278,346	97.7		97.8	
		平均	98.4		98.4	

### 滞納繰越分

(単位：百万円、%)

市名	調定額	収入額	収納率		参考	
			収納率	順位	平成19年度収納率	
					収納率	順位
横浜市	19,683	7,124	36.2		34.5	
京都市	6,600	2,143	32.5		30.6	
北九州市	5,081	1,561	30.7		37.4	
堺市	5,669	1,738	30.7		30.7	
札幌市	13,298	3,804	28.6		30.2	
川崎市	9,944	2,824	28.4		28.9	
名古屋市	10,368	2,631	25.4		25.5	
福岡市	10,642	2,647	24.9		25.2	
さいたま市	11,566	2,721	23.5		25.8	
広島市	8,609	1,954	22.7		23.3	
神戸市	12,271	2,702	22.0		23.0	
静岡市	8,146	1,756	21.6		20.2	
大阪市	28,913	6,039	20.9		21.5	
仙台市	9,336	1,844	19.8		18.6	
新潟市	7,274	1,322	18.2		17.3	
浜松市	7,507	1,363	18.2		16.0	
千葉市	14,754	2,632	17.8		14.4	
		平均	24.8		24.9	

平成20年度の現年課税分と滞納繰越分の合計の収納率は、政令指定都市の中では7位であり、現年課税分は政令指定都市の中で3位、滞納繰越分は10位である。広島市の場合には、現年課税分の収納率が他の政令指定都市と比較した場合に相対的に高いのに比べ、滞納繰越分の収納率は他の政令指定都市と比較した場合に相対的に低い。

(5) 市税の賦課と徴収にかかる組織の概要

ア 市税に関する組織及びその事務分掌は下表のとおりである。

( 財政局税務部 )

課名	分掌事務
税制課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 税制に關すること。</li> <li>2 市税に係る審査請求に關すること。</li> <li>3 特別とん讓与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等讓渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び税務費委託金に關すること。</li> <li>4 徴税吏員の証票に關すること。</li> <li>5 税務職員の研修( 納税課、市民税課及び固定資産税課の所掌に屬するものを除く。 )に關すること。</li> <li>6 固定資産評価審査委員会に關すること。</li> <li>7 税務關係各種協議會に關すること。</li> <li>8 部の庶務に關すること。</li> <li>9 課、納税課、市民税課及び固定資産税課の庶務に關すること。</li> </ol>
納税課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市税の徴収の指導及び調整に關すること。</li> <li>2 市長が定めて告示する基準に適合する市税若しくはこれに係る付帯金又は市税に係る過料の滞納整理及び滞納整理開始後において行ふ基準に基づく延滞金の減免に關すること。</li> <li>3 市税の徴収に係る帳票の管理その他事務改善に關すること。</li> <li>4 税務職員の研修( 市税の徴収に係るものに限る。 )に關すること。</li> <li>5 市税の収納実績の統計に關すること。</li> <li>6 納税貯蓄組合連合會に關すること。</li> </ol>
市民税課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人の市民税( 給与所得又は退職所得に係る特別徴収に係るものを除く。 )及び軽自動車税の賦課の指導及び調整に關すること。</li> <li>2 給与所得又は退職所得に係る特別徴収に係る個人の市民税の賦課徴収に關すること。</li> <li>3 法人の市民税( 以下「法人市民税」という。 )、市たばこ税、入湯税及び事業所税の調査及び賦課徴収に關すること。</li> <li>4 市税、児童福祉施設徴収金及び下水道事業受益者負担金並びにこれらに係る付帯金( 以下「徴収金」という。 )の収納に關すること。</li> <li>5 下水道事業受益者負担金の納期前納付に係る報奨金の交付に關すること。</li> <li>6 給与所得又は退職所得に係る特別徴収に係る個人の市民税、法人市民税、市たばこ税、入湯税、事業所税、児童福祉施設徴収金( 保育料を除く。 )及び下水道事業受益者負担金( 以下「給与所得又は退職所得に係る特別徴収に係る個人の市民税等」という。 )に係る過誤納金等の還付及び充當に關すること。</li> </ol>

課名	分掌事務
	<p>7 給与所得又は退職所得に係る特別徴収に係る個人の市民税等の督促に関する事 こと。</p> <p>8 給与所得又は退職所得に係る特別徴収に係る個人の市民税(特別徴収義務者に 関するものに限る。)、法人市民税、市たばこ税、入湯税及び事業所税に係る諸証 明に関する事 こと。</p> <p>9 市税の滞納がない旨の証明(軽自動車税に係る軽自動車等の継続検査用の証明 を除く。)に関する事 こと。</p> <p>10 市税(固定資産税・都市計画税及び特別土地保有税(以下「固定資産税等」とい う。))を除く。)の賦課に係る帳票の管理その他事務改善に関する事 こと。</p> <p>11 税務職員の研修(市税(固定資産税等を除く。))の賦課に係るものに限る。)に関す ること。</p> <p>12 市税(固定資産税等を除く。)の課税実績の統計に関する事 こと。</p>
固定資産税課	<p>1 固定資産税等の賦課の指導及び調整に関する事 こと。</p> <p>2 固定資産評価事務に係る総合調整に関する事 こと。</p> <p>3 国有資産等所在市町村交付金に関する事 こと。</p> <p>4 固定資産税等の賦課に係る帳票の管理その他事務改善に関する事 こと。</p> <p>5 税務職員の研修(固定資産税等の賦課に係るものに限る。)に関する事 こと。</p> <p>6 固定資産税等の課税実績の統計に関する事 こと。</p>

(区役所)

課名	分掌事務
収納課	<p>1 徴収金の徴収(財政局税務部納税課の所掌に属するものを除く。)及び収納に関 すること。</p> <p>2 下水道事業受益者負担金の納期前納付に係る報奨金の交付に関する事 こと。</p> <p>3 徴収金(給与所得又は退職所得に係る特別徴収に係る個人の市民税等を除 く。)に係る過誤納金の還付又は充当に関する事 こと。</p> <p>4 徴収金(給与所得又は退職所得に係る特別徴収に係る個人の市民税等を除 く。)に係る督促に関する事 こと。</p> <p>5 徴収金の不納欠損処分に関する事 こと。</p> <p>6 徴収金の徴収嘱託及び徴収受託に関する事 こと。</p> <p>7 徴収金の納付又は納入に係る諸証明に関する事 こと。</p> <p>8 収納実績の統計に関する事 こと。</p> <p>9 納税貯蓄組合に関する事 こと。</p> <p>10 市税の徴収に係る口座振替に関する事 こと。</p> <p>11 市民税及び県民税の所得割から控除すべき配当割額又は株式等譲渡所得割額 に係る控除不足額の還付に関する事 こと。</p> <p>12 課及び課税課の庶務に関する事 こと。</p>

課名	分掌事務
課税課	1 個人の市民税の調査に関すること。 2 固定資産の評価に関すること。 3 個人の市民税（給与所得又は退職所得に係る特別徴収に係るものを除く。）、固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。 4 軽自動車税及び特別土地保有税の調査及び賦課に関すること。 5 個人の市民税に係る基本台帳に関すること。 6 固定資産課税台帳、固定資産名寄帳及び宅地の標準的な価格を記載した書面（以下「固定資産課税台帳等」という。）並びに土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿に関すること。 7 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関すること。 8 原動機付自転車等の標識に関すること。 9 市税に係る諸証明（収納課の所管に属するものを除く。）に関すること。 10 固定資産課税台帳等の閲覧に関すること。 11 課税統計に関すること。

1 区役所収納課の整理係は、区によって第一整理係から第三整理係まであり、その担当は、以下のとおりである。

（中区・南区・西区 = 3 係制、東区・安佐南区・安佐北区・佐伯区 = 2 係制、安芸区 = 1 係制）

第一整理係：差押事案及び高額滞納者

第二整理係：第一整理係及び第三整理係以外の滞納事案

第三整理係：小額及び新規滞納事案

2 区役所課税課の土地係は、区によって第一土地係、第二土地係があり、その担当は、地区担当である。（安佐南区・安佐北区 = 2 係制、その他の区 = 1 係制）

## イ 税務職員数

### 課係別職員数（平成21年4月1日現在）

（本庁）

（単位：人）

区分	合計	役付職員						一般職員		
		部長	課長	課長補佐	主幹	係長主査	小計	主事	事務指導員等	小計
税制課	13	1	1	2	-	3	7	6	-	6
管理係	6			1	-	3	4	2	-	2
税制係	5			1	-	-	1	4	-	4
納税課	18	-	1	1	2	3	7	10	1	11
内、特別滞納整理班	(11)				(2)	(1)	(3)	(7)	(1)	(8)
市民税課	31	-	1	1	-	5	7	21	3	24
市民税係	17			1	-	2	3	12	2	14
法人課税係	13			-	-	3	3	9	1	10
固定資産税課	11	-	1	1	-	3	5	6	-	6
土地係	7			-	-	2	2	5	-	5
家屋係	3			1	-	1	2	1	-	1
合計	73	1	4	5	2	14	26	43	4	47

（区役所）

（単位：人）

区分	合計	役付職員						一般職員		
		部長	課長	課長補佐	主幹	係長主査	小計	主事	事務指導員等	小計
中区 計	50	1	1	5	-	15	22	24	4	28
東区 計	37	-	2	2	-	14	18	16	3	19
南区 計	47	-	2	1	-	15	18	24	5	29
西区 計	56	-	2	4	-	15	21	31	4	35
安佐南区 計	62	1	1	6	-	12	20	38	4	42
安佐北区 計	50	-	2	3	1	15	21	26	3	29
安芸区 計	31	-	2	4	-	10	16	12	3	15
佐伯区 計	42	-	2	3	1	12	18	21	3	24
区 合計	375	2	14	28	2	108	154	192	29	221
（内 収納課）	(158)	(1)	(7)	(11)	(-)	(46)	(65)	(72)	(21)	(93)
（内 課税課）	(217)	(1)	(7)	(17)	(2)	(62)	(89)	(120)	(8)	(128)
合計	448	3	18	33	4	122	180	235	33	268

課係別職員数の推移（各年度4月1日現在）

（本庁）

（単位：人）

区分	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	職員数	嘱託員								
税制課	15	-	15	-	15	-	12	-	12	-
管理係	5	-	5	-	5	-	5	-	5	-
税制係	7	-	7	-	7	-	5	-	5	-
納税課	17	-	17	-	17	1	17	1	18	1
収納係	16	-	16	-	16	-	16	-	17	-
内、特別滞納整理班	(9)	-	(9)	-	(9)	(1)	(9)	(1)	(10)	(1)
市民税課	15	-	29	-	29	2	27	4	27	4
市民税係	14	-	14	-	14	2	14	3	14	3
法人課税係	-	-	14	-	14	-	12	1	12	1
固定資産税課	13	-	13	-	13	-	11	-	11	-
土地係	8	-	8	-	8	-	7	-	7	-
家屋係	4	-	4	-	4	-	3	-	3	-
合計	60	-	74	-	74	3	67	5	68	5

（区役所）

（単位：人）

区分	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	職員数	嘱託員	職員数	嘱託員	職員数	嘱託員	職員数	嘱託員	職員数	嘱託員
中区 計	54	-	50	1	50	1	49	3	46	4
東区 計	35	-	37	-	38	1	36	2	35	3
南区 計	47	-	46	-	46	-	45	2	42	4
西区 計	55	-	52	1	54	1	53	3	51	4
安佐南区 計	61	-	60	1	60	1	59	3	57	4
安佐北区 計	51	-	50	-	50	-	49	2	46	3
安芸区 計	31	-	30	-	30	-	29	2	27	3
佐伯区 計	42	-	38	-	42	1	41	2	40	3
区 合計	376	-	363	3	370	5	361	19	344	28
（内 収納課）	(144)	(-)	(141)	(3)	(144)	(5)	(136)	(19)	(133)	(21)
（内 課税課）	(232)	(-)	(222)	(-)	(226)	(-)	(225)	(-)	(211)	(7)

合計	436	-	437	3	444	8	428	24	412	33
----	-----	---	-----	---	-----	---	-----	----	-----	----

税務職員数は、平成16年度以降減少にある。逆に、嘱託員は増加している。

ウ 職員の平均勤続年数（平成21年4月1日現在）（税務通算勤務年数）

（単位：年）

区 分		役 付	主 事	平均勤続年数
税 務 部		15.1	6.9	10.0
中区	収 納 課	16.7	7.4	11.2
	課 税 課	15.3	7.5	11.7
東区	収 納 課	10.3	3.7	7.4
	課 税 課	20.1	4.9	14.0
南区	収 納 課	12.5	5.0	8.3
	課 税 課	16.8	6.6	10.8
西区	収 納 課	14.4	4.9	8.2
	課 税 課	14.1	6.3	9.5
安佐南区	収 納 課	16.7	3.9	10.3
	課 税 課	23.7	5.4	9.7
安佐北区	収 納 課	15.2	4.8	9.3
	課 税 課	14.1	6.3	10.0
安芸区	収 納 課	11.9	2.2	9.7
	課 税 課	14.2	7.6	10.7
佐伯区	収 納 課	10.5	3.8	7.9
	課 税 課	16.4	6.5	10.3

税務職員は特に専門性を要求されるために、広島市の他の部局の平均勤続年数と比べやや長いようである。税務職員の配置については、「広島市職員の人材育成基本方針」（平成18年6月策定）に基づき、職員意向調査から「税務」など専門的な知識・経験を必要とする特定の職務を職業キャリアコースとして設定し、これを人事異動に反映させることで、コース選択を踏まえた中長期的な人材育成を行い、スペシャリストの育成を図ることとしている。

工 市税の賦課徴収に係る経費調べ

(ア) 広島市の推移

(単位：千円、人)

区 分		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
税収入	市税・・・(a)	194,102,413	196,207,766	200,173,857	210,143,262	212,604,978	
	個人の県民税	21,157,244	22,144,878	24,366,381	44,640,670	47,656,194	
	合計・・・(b)	215,259,657	218,352,644	224,540,238	254,783,932	260,261,172	
徴税費	人件費	基本給	1,850,962	1,911,708	1,934,851	1,908,688	1,853,674
		諸手当	1,038,890	1,086,235	1,078,527	1,078,536	1,026,983
		(イ) 超過勤務手当	153,521	163,710	147,389	160,058	166,150
		(ロ) 税務特別手当	10,291	10,557	10,477	10,251	10,139
		(ハ) その他の手当	875,078	911,968	920,661	908,227	850,694
		その他	493,604	521,148	542,796	557,104	525,453
		小計	3,383,456	3,519,091	3,556,174	3,544,328	3,406,110
	需用費	旅費	4,779	4,058	3,774	3,473	2,742
		賃金	47,733	44,377	52,424	64,300	78,930
		その他	625,840	480,957	406,768	667,287	608,815
		小計	678,352	529,392	462,966	735,060	690,487
	報奨金及びこれに類する経費	納期前納付の報奨金	101	122	94	5	4
		納税貯蓄組合補助金	0	0	0	0	0
		納税奨励金	0	0	0	0	0
		その他	2,267	1,046	370	1,180	458
		小計	2,368	1,168	464	1,185	462
	その他	その他	44,397	37,002	29,961	40,629	28,551
		合計・・・(c)	4,108,573	4,086,653	4,049,565	4,321,202	4,125,610
	県民税徴収取扱費	納税通知書の数に基づいた金額	35,210	36,675	38,357	-	-
		徴収額を基準にした金額	1,492,298	1,543,101	1,665,192	-	-
納税義務者数を基準にした金額		-	-	-	1,658,703	2,259,078	
報奨金の額に相当する金額		13	5	6	898,185	19,005	
合計・・・(d)		1,527,521	1,579,781	1,703,555	2,556,888	2,278,083	
税収入額に対する徴税費の割合	(c) - (d)・・・(e)	2,581,052	2,506,872	2,346,010	1,764,314	1,847,527	
	(c) / (b)	1.9%	1.9%	1.8%	1.7%	1.6%	
	(e) / (a)	1.3%	1.3%	1.2%	0.8%	0.9%	
徴税費職員数	総務関係	30	31	31	29	29	
	課税関係	260	271	270	263	264	
	徴収関係	146	151	151	155	157	
	合計	436	453	452	447	450	
	ほか臨時職員	0	0	0	0	0	

(注) この表の徴税費職員数は、各年度3月31日現在の職員数である。

## (イ) 平成20年度政令指定都市の徴税費等の比較

(単位：千円、人)

		広島市	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市
市税収入		212,604,978	282,150,265	180,961,207	221,501,883	178,213,851
個人の道府県民税		47,656,194	63,334,823	39,809,506	59,761,595	43,946,687
税収入額		260,261,172	345,485,088	220,770,713	281,263,478	222,160,538
徴税費	人件費	3,406,110	6,145,549	2,872,671	2,718,595	2,459,031
	需用費	690,487	1,206,430	1,998,953	1,632,563	989,394
	報奨金及びこれに類する経費	462	1,739	10,541	6,901	30,627
	その他	28,551	14,376	25,693	69,592	0
	合計	4,125,610	7,368,094	4,907,858	4,427,651	3,479,052
道府県民税徴収取扱費		2,278,083	3,453,457	1,994,040	2,418,132	2,091,751
税務職員数		450	753	353	360	311
職員1人当たりの市税収入額 /		472,456	374,702	512,638	615,283	573,035
徴税費の割合	/	1.6%	2.1%	2.2%	1.6%	1.6%
	( - ) /	0.9%	1.4%	1.6%	0.9%	0.8%

		川崎市	横浜市	新潟市	静岡市
市税収入		293,779,349	729,457,004	121,384,355	130,002,730
個人の道府県民税		77,380,329	203,880,027	26,889,103	28,959,172
税収入額		371,159,678	933,337,031	148,273,458	158,961,902
徴税費	人件費	3,793,834	10,087,406	1,982,747	1,856,839
	需用費	667,028	1,932,063	872,045	698,578
	報奨金及びこれに類する経費	1,707	5,743	1,649	10,602
	その他	24,164	0	0	53,929
	合計	4,486,733	12,025,212	2,856,441	2,619,948
道府県民税徴収取扱費		2,963,813	8,592,916	1,840,377	1,479,431
税務職員数		479	1,147	285	252
職員1人当たりの市税収入額 /		613,318	635,969	425,910	515,884
徴税費の割合	/	1.2%	1.3%	1.9%	1.6%
	( - ) /	0.5%	0.5%	0.8%	0.9%

		浜松市	名古屋市	京都市	大阪市
市税収入		136,912,796	516,306,272	266,407,424	670,787,495
個人の道府県民税		33,150,798	111,661,072	54,948,288	91,740,020
税収入額		170,063,594	627,967,344	321,355,712	762,527,515
徴税費	人件費	2,139,055	9,760,760	6,009,596	10,302,672
	需用費	751,255	2,910,198	1,512,786	4,414,660
	報奨金及びこれに類する経費	0	3,006	333	2
	その他	48,785	0	0	0
	合計	2,939,095	12,673,964	7,522,715	14,717,334
道府県民税徴収取扱費		1,739,316	4,555,828	2,433,959	4,631,580
税務職員数		281	1,136	716	1,212
職員1人当たりの市税収入額 /		487,234	454,495	372,077	553,455
徴税費の割合	/	1.7%	2.0%	2.3%	1.9%
	( - ) /	0.9%	1.6%	1.9%	1.5%

		堺市	神戸市	北九州市	福岡市
市税収入		132,440,557	277,911,962	167,490,841	272,645,884
個人の道府県民税		29,796,129	62,913,076	31,413,689	55,864,193
税収入額		162,236,686	340,825,038	198,904,530	328,510,077
徴税費	人件費	2,286,001	5,472,036	3,885,321	4,704,494
	需用費	45,798	1,821,438	969,414	1,025,205
	報奨金及びこれに類する経費	185,654	0	10,332	334
	その他	1,000,367	0	3,330	171,374
	合計	3,517,820	7,293,474	4,868,397	5,901,407
道府県民税徴収取扱費		1,473,046	2,738,129	1,896,172	2,579,843
税務職員数		299	599	462	543
職員1人当たりの市税収入額 /		442,945	463,960	362,534	502,110
徴税費の割合	/	2.2%	2.1%	2.4%	1.8%
	( - ) /	1.5%	1.6%	1.8%	1.2%

他の政令指定都市と比較すると、広島市の市税収入に対する徴税費の割合は、低い方である。

### 3 収納・債権管理業務

#### (1) 収納事務

収納事務とは、本庁の市民税課及び区役所課税課において税が賦課され租税債権が確定した後、これを収納する事務のことであり、本庁の納税課及び区役所収納課において実施されている。

収納事務は、収納金の歳入管理事務と滞納整理事務に大別できる。納期限内に納付されたものは、それで収納事務は完了する。一方納期限内に納付されない場合には督促状を発送し、滞納整理を行うこととなる。

#### ア 市税の課税・納付の方式

市税には、納税義務者自らが定められた期限内に税額を計算し、申告納付する申告納税方式と、課税権者が税額を決定し、それを納税者に通知し、納税者はその通知書によって定められた期限までに納税するという賦課課税方式がある。

前者の例として法人市民税、後者の例として個人市民税があげられるが、それぞれの課税・納付方法は以下ようになる。

##### 法人市民税

法人市民税は、個人市民税のような納税通知書の送付はなく、各法人の事業年度終了月の翌月に申告書と納付書を送付し、納税義務者となる法人自らが税額を算出し、事業年度終了の日の翌日から2月以内に申告納付する。

##### 個人市民税

個人市民税は、前年中の所得を基に市が税額を決定して納税義務者に通知する。個人市民税の納付方法には、納税通知書によって、納税者が直接市に納付する普通徴収と給与支払者が毎月の給与から差し引き又は年金支払者が年金の支給月に公的年金から引き落とし、市に納付する特別徴収がある。

#### イ 納入方法

広島市では、金融機関の窓口、口座振替、広島市役所税務部、区役所収納課及び出張所で市税の納付ができる。以下の表は、平成20年度の口座振替利用状況である。

年度	科目	加入者	取扱件数	取扱税額（百万円）	利用率（％）
20	市民税（普通徴収）	49,600	185,178	9,201	22.1
	固定資産税 都市計画税	185,304	722,878	28,044	40.1
	軽自動車税	51,790	51,790	202	15.6
	計	286,694	959,846	37,447	28.1

なお、広島市では、コンビニエンスストアでの納付（以下「コンビニ収納」という。）をまだ導入していない。広島市と岡山市を除く政令指定都市ではコンビニ収納が既に導入又は導入を予定（さいたま市、北九州市は平成22年度より）されており、納付等のための基本的なインフラとして定着している。

広島市では、平成26年度から広島市情報システム再構築の稼働予定があることから、コンビニ収納導入に係るシステム開発経費の二重投資を避けるため、同システム再構築に合わせて導入を検討している。

## (2) 滞納整理事務

### ア 概要

市税は納税者又は特別徴収義務者が定められた納期限までに自主的に納めることになっている。納期限までに税金が完納されない場合には、納期限内に納めた人との公平を保つため、本来納めるべき税額のほかに延滞金もあわせて納めることになっている。

滞納した場合は、督促状を発送するほか文書や電話による催告などを行う。それでもまだ税金や延滞金が完納されない場合は、その人の財産や給与を差し押さえ、さらにその財産を公売するなどの滞納処分を行うことになる（広島市作成「平成21年度版 市税のあらまし」より。）

市税の滞納は、納税者にとって延滞金の負担や財産の公売という滞納処分を受けることになるばかりか、他の納税者が負担した市税の一部を滞納整理事務に費やすことになる。

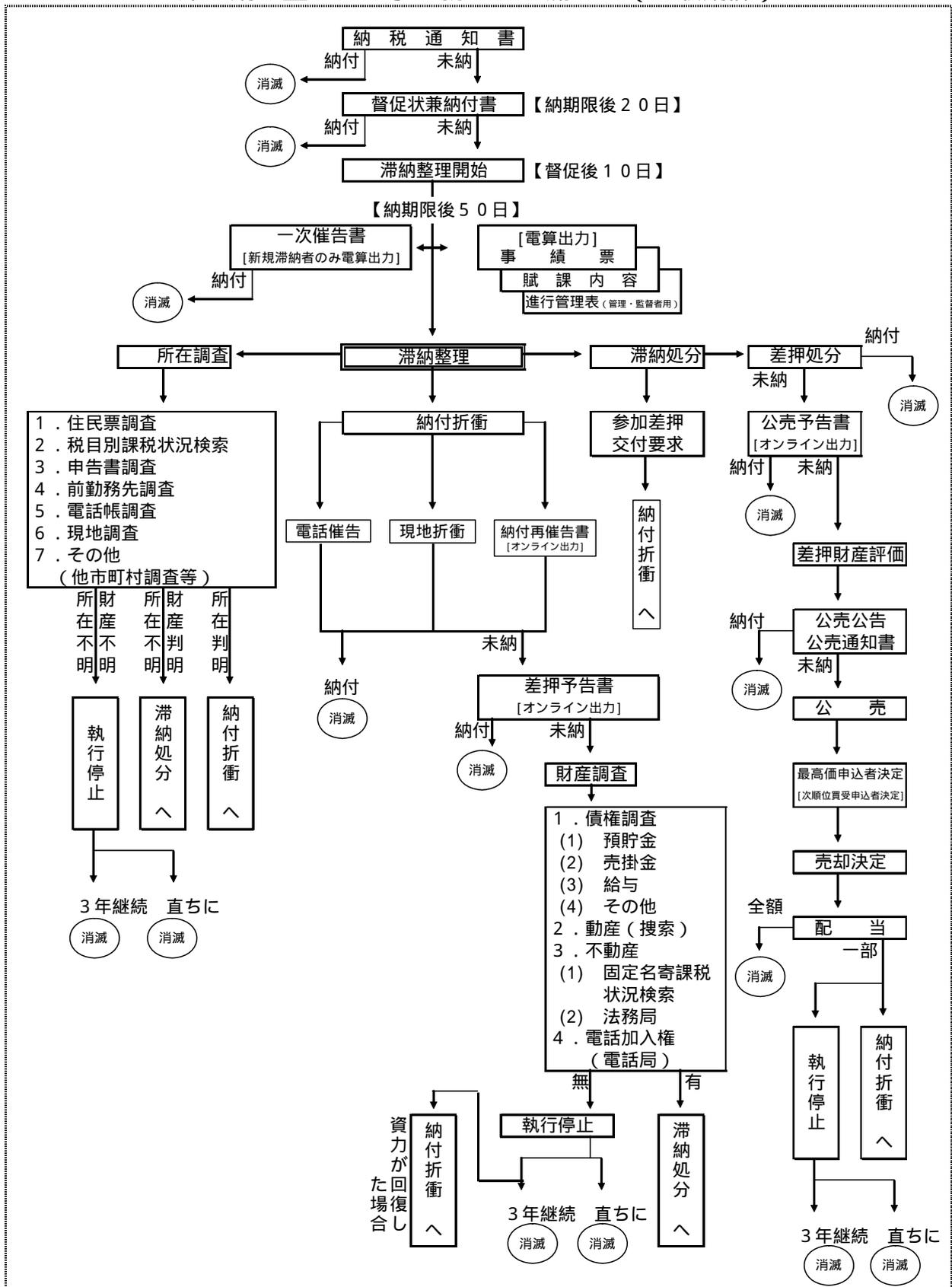
しかし、現実的には様々な理由から滞納が発生しており、その滞納者に対する滞納整理事務にもかなりの労力が費やされている状況である。

滞納整理事務を遂行するに当たっては、滞納者の様々な滞納理由、滞納者の状況、生活環境の調査を行う必要がある。徴収を行う市当局においてはその事務遂行の手続、判断において、市民に対し、公平性、透明性を保つ必要がある。

### イ 滞納整理事務の流れ

滞納が発生した場合の、督促状の送付、文書や電話などで納付を促す催告、財産の差押処分、差押財産の公売など滞納された税を徴収するための一連の事務手続は以下とおりである。

# 滞納整理事務の流れ(区収納課)



(7) 督促状の発送

納税者が納期限までに市税を完納しない場合は、督促状を発送する。(地方税法第329条等で督促状は納期限後20日以内に発することとされている。)

(イ) 催告書の発送

催告書は法律に規定されるものではないが、督促状を発してもなお完納されない場合に、さらに納付を促すために送付する。

広島市では、新規滞納者に対しては納期限から50日経過後に催告書を電算出力し、発送を行っている。滞納繰越者に対しては、随時に催告を行っている。

(ロ) 電話催告、戸別訪問、納付相談

文書による催告で反応がない場合は、電話催告、戸別訪問を行い、収納課窓口での納付相談により納付を促している。

(I) 財産調査

催告書等の送付、電話・戸別訪問によっても連絡が取れない者、納付がない者及び納付の申出はあったが、履行されない者については、財産調査を行うことになる。

財産調査とは、滞納処分の執行に当たって、差押の対象となる財産が滞納者に帰属しているか、財産の所在や金銭的価値、財産が譲渡又は取り立てができるものであるか等を調査することである。

広島市では次のような場合に財産調査を行うこととしている。

- ・分割納付が不履行になった場合
- ・執行停止又は即時欠損が見込まれる場合
- ・訪問しても不在、文書を送っても連絡がない場合
- ・折衝しても進展がない場合
- ・納税意識が低く、所得があるのに納税しない滞納者や長期未納者の場合
- ・その他必要な場合

調査の結果、財産が判明した場合は、差押等の手続を行う。滞納処分をすることができる財産がない場合、滞納処分をすることによってその者の生活を著しく窮迫させるおそれがある場合、滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明な場合は滞納処分を停止する。

(オ) 差押、交付要求

催告や納税折衝によっても納税しない滞納者に対しては、租税債権を確保するため、徴収職員は財産の差押を行う。

差押とは、滞納者の特定の財産の処分を禁止し、これを換価できる状態におく強制的な処分である。差押の効力は財産の種類、性質によって異なるが、一般的な効力は、次のとおりである。

滞納者においては差押財産の処分は禁止される。差押財産を第三者に譲渡(権利移転

の登記、登録が可能)することは可能であるが、これらの処分は、差押債権者に対しては無効である。また差押により時効は中断する。

交付要求とは、滞納者の財産について、強制執行・滞納処分等の強制換価手続が開始された場合に、同一財産に重ねて差し押さえをするなどの煩雑を避けることから、強制換価手続を行う執行機関に対して、その換価代金のうちから滞納に係る徴収金の配当を求める行為である。

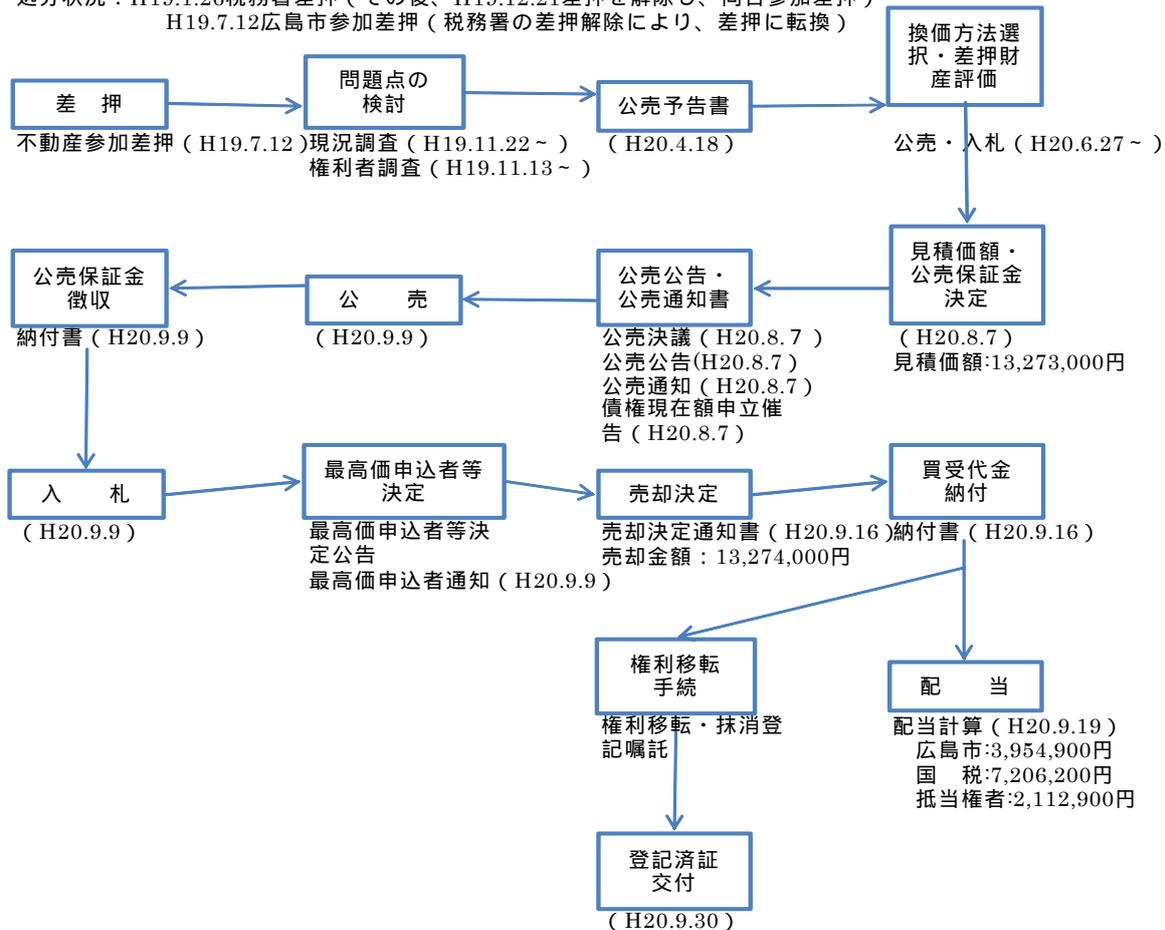
(カ) 公売

差押によっても自主的に納税しない場合は、差し押えた財産を金銭に換え、滞納税額に充当するため、公売を行い、換価を行う。インターネットの普及に伴い、従来の入札に加えネットオークションによる公売も行われている。

不動産の公売の一事例について、その手続と結果を業務フローとして示すと下記のとおりである。

事例 1

滞納者：A  
 滞納額：18年度市・県民税 3,954,900円  
 滞納原因：税務署調査による高額課税  
 資産状況：A名義土地、家屋（金融機関の抵当権設定あるも、国税、市税に劣後）  
 処分状況：H19.1.26税務署差押（その後、H19.12.21差押を解除し、同日参加差押）  
 H19.7.12広島市参加差押（税務署の差押解除により、差押に転換）



この事例においては、滞納者Aの公売手続は定められた手順に基づいて行われている。

## ウ 納税の緩和措置

税負担の公平性を確保するために、本来、市税等の債権が期限までに完納されない場合には、滞納者の財産を差し押さえ、換価して市税等に充当するのが原則である。しかし、一方で、滞納者の生活の維持や事業の継続にも配慮しなければならない。そのため、滞納整理でとられる措置として、納税の緩和措置を行う。納税の緩和措置には滞納者の状況により分割納付を認める徴収猶予、差し押さえた財産の換価を猶予する換価の猶予制度がある。そして、滞納者に差し押さえた財産がない場合などには滞納処分の執行を停止する制度がある。

滞納処分の執行停止は、滞納整理にあたり滞納者に滞納処分をすることができる財産がないときや、滞納処分をすることによりその生活を著しく窮迫させるおそれのあるとき、又は、滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるときなどの、これらの事由の1つに該当する事実があると認められるときは、地方公共団体の長が自らの判断で滞納処分の執行停止を行うことができる。滞納処分の執行停止を行った後、その条件に該当する事由が3年間継続した場合には、納税義務が消滅する。

## エ 不納欠損

市税の調定された税額は、収納されるか、滞納処分の執行停止後3年間継続（地方税法第15条の7第4項）等の理由により納付義務が消滅することによって市の会計上、不納欠損処理されるかのいずれかになる。不納欠損処理とは、調定を行ったものの何らかの理由で徴収ができず、今後も徴収の見込みがたたないため、徴収をあきらめ納税義務の消滅等により徴収不能となった歳入を会計上整理する手続をいう。

不納欠損をする場合は、処理によって納税義務は消滅するため、厳格な取扱いが要求される。地方自治体が不納欠損として税を処理するための基準は以下のとおりである。

地方税法第18条に規定する時効の完成により、租税債権が消滅した場合

地方税法第15条の7第4項の規定により、滞納処分の執行停止が3年間継続した場合

地方税法第15条の7第5項の規定により、滞納処分の停止（地方税法第15条の7第1項1号のものに限る。）をしたもので、該当徴収金を徴収できないことが明らかなもの

## (3) 収入未済（滞納）の状況

表1 科目毎の収入未済（滞納）額の推移

（現年分）

（単位：千円）

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
市民税（個人）	957,868	1,103,904	1,107,302	1,678,115	1,752,774
市民税（法人）	88,433	90,515	91,114	130,826	97,617
市民税（計）	1,046,301	1,194,419	1,198,416	1,808,941	1,850,391
固定資産税	1,237,273	1,067,347	894,452	906,070	906,702
軽自動車税	37,236	40,965	41,012	42,782	44,450
市たばこ税	0	0	192	0	0
特別土地保有税	782	51	0	0	511
入湯税	0	0	0	336	0
事業所税	19,765	11,460	9,363	8,871	9,961
都市計画税	254,227	218,531	182,035	184,087	183,906
市税合計	2,595,584	2,532,773	2,325,470	2,951,087	2,995,921

（滞納繰越分）

（単位：千円）

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
市民税（個人）	3,152,737	2,973,480	2,723,539	2,603,118	3,010,165
市民税（法人）	219,513	192,733	180,043	193,498	235,600
市民税（計）	3,372,250	3,166,213	2,903,582	2,796,616	3,245,765
固定資産税	3,165,261	3,050,086	2,531,716	2,370,033	2,186,701
軽自動車税	67,371	74,672	79,070	82,732	85,146
市たばこ税	73	0	0	0	0
特別土地保有税	30,457	27,404	10,514	10,173	9,897
入湯税	0	0	0	0	0
事業所税	6,113	9,974	9,372	8,781	10,227
都市計画税	674,177	635,685	525,038	488,102	447,929
市税合計	7,315,702	6,964,034	6,059,292	5,756,437	5,985,665

（合計）

（単位：千円）

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
市民税（個人）	4,110,605	4,077,384	3,830,841	4,281,233	4,762,939
市民税（法人）	307,946	283,248	271,157	324,324	333,217
市民税（計）	4,418,551	4,360,632	4,101,998	4,605,557	5,096,156
固定資産税	4,402,534	4,117,433	3,426,168	3,276,103	3,093,403
軽自動車税	104,607	115,637	120,082	125,514	129,596
市たばこ税	73	0	192	0	0
特別土地保有税	31,239	27,455	10,514	10,173	10,408
入湯税	0	0	0	336	0
事業所税	25,878	21,434	18,735	17,652	20,188
都市計画税	928,404	854,216	707,073	672,189	631,835
市税合計	9,911,286	9,496,807	8,384,762	8,707,524	8,981,586

表2 滞納者数の推移

(単位:人)

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
滞納者数	152,292	159,410	159,635	164,298	169,253

過去5年間の収入未済(滞納)金額の推移を見ると、現年分は平成19年度に増加し、平成20年度は微増となっている。滞納繰越分は平成19年度まで減少していたが、平成20年度は増加している。滞納者数は年々増加している。

表3 市税等(注)の平成20年度 金額・滞納原因別滞納状況

(単位:人、千円)

区分	納期の失念等		業績不振等		納税資金不足		不服申立等		計			
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額		
収入未済額	1万円未満	6,653	28,855	397	1,907	2,596	11,535	3	13	9,649	42,310	
	1万円以上 5万円未満	11,930	333,064	1,084	30,623	5,007	140,057	3	102	18,024	503,846	
	5万円以上 10万円未満	8,396	605,647	1,139	79,038	3,118	224,442	5	380	12,658	909,507	
	10万円以上 15万円未満	4,584	561,630	732	89,784	1,796	220,122	1	122	7,113	871,658	
	15万円以上 30万円未満	5,833	1,217,055	1,187	257,202	2,129	444,762	5	945	9,154	1,919,964	
	30万円以上 50万円未満	2,205	840,758	755	292,270	734	278,964	1	467	3,695	1,412,459	
	50万円以上100万円未満	1,323	890,723	837	590,472	442	305,971	4	2,683	2,606	1,789,848	
	100万円以上500万円未満	467	752,101	744	1,459,970	203	325,219	4	9,198	1,418	2,546,489	
	500万円以上	16	137,693	122	1,283,616	15	209,602	3	18,727	156	1,649,639	
	計	41,407	5,367,525	6,997	4,084,883	16,040	2,160,674	29	32,637	64,473	11,645,720	
内 訳	執行停止中のものを除く	1万円未満	6,248	27,037	358	1,674	2,260	9,933	3	13	8,869	38,658
	1万円以上 5万円未満	11,320	315,706	1,000	28,091	4,431	123,468	3	102	16,754	467,367	
	5万円以上 10万円未満	7,993	575,398	1,051	72,411	2,790	198,564	5	380	11,839	846,753	
	10万円以上 15万円未満	4,412	538,489	690	83,117	1,656	200,844	1	122	6,759	822,572	
	15万円以上 30万円未満	5,618	1,164,501	1,105	236,372	1,965	402,831	5	945	8,693	1,804,649	
	30万円以上 50万円未満	2,094	790,270	706	269,163	676	250,867	1	467	3,477	1,310,768	
	50万円以上100万円未満	1,246	822,387	783	542,940	407	271,704	3	2,119	2,439	1,639,150	
	100万円以上500万円未満	436	684,352	684	1,295,281	167	244,369	4	4,744	1,291	2,228,746	
	500万円以上	14	116,163	116	1,067,897	9	162,954	3	18,727	142	1,365,741	
	計	39,381	5,034,303	6,493	3,596,947	14,361	1,865,535	28	27,620	60,263	10,524,404	
執行停止中	1万円未満	405	1,817	39	233	336	1,602			780	3,652	
1万円以上 5万円未満	610	17,358	84	2,531	576	16,589			1,270	36,479		
5万円以上 10万円未満	403	30,250	88	6,627	328	25,878			819	62,754		
10万円以上 15万円未満	172	23,141	42	6,668	140	19,278			354	49,086		
15万円以上 30万円未満	215	52,554	82	20,830	164	41,931			461	115,315		
30万円以上 50万円未満	111	50,488	49	23,107	58	28,097			218	101,691		
50万円以上100万円未満	77	68,336	54	47,532	35	34,266	1	563	167	150,698		
100万円以上500万円未満	31	67,749	60	164,689	36	80,850		4,454	127	317,743		
500万円以上	2	21,531	6	215,720	6	46,648			14	283,899		
計	2,026	333,223	504	487,936	1,679	295,139	1	5,017	4,210	1,121,315		

(注) 1 県民税を含む。金額は各数値を百の位で四捨五入している。

2 人員は実員数である。

(説明) 1 納期の失念等(滞納原因区分 所在不明、常時不在、その他)

2 業績不振等(滞納原因区分 事業不振、休業中、倒産、破産等)

3 納税資金不足(滞納原因区分 失業中、無職、病気、災害・盗難、生活困窮)

4 不服申立等(滞納原因区分 不服申立等)

表4 平成20年度と平成19年度の市税の収入未済（滞納）に係る対応状況等

（単位：人、万円）

区分	平成20年度		平成19年度		増 減	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額
収入未済	169,253	898,158	164,298	870,752	4,955	27,406
執行停止	14,186	87,785	15,692	84,614	1,506	3,170
差押中	17,618	187,169	15,534	172,124	2,084	15,044
折衝中	137,449	623,203	133,072	614,013	4,377	9,190
不納欠損	14,286	68,668	14,306	66,419	20	2,248
時効完成	9,882	27,654	10,299	30,837	417	3,183
執行停止後3年経過	3,609	21,741	3,336	26,890	273	5,148
執行停止後即時	795	19,272	671	8,691	124	10,580

平成20年度の収入未済（滞納）に対する対応状況の主なものは「折衝中」（62億3,203万円）である。不納欠損の主な理由は「時効完成」（2億7,654万円）である。

不納欠損額は6億8,668万円であり、平成19年度と比べて2,248万円（3.4%）増加している。

(4) 不納欠損の状況

以下の各表は本税分のみのものであり、延滞金、加算金等は含まない。

ア 表1 年度別の不納欠損の状況

（単位：件、千円）

区分		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
個人市民税	件数	22,100	23,243	24,411	22,711	21,462
	税額	404,513	376,155	485,453	368,795	292,618
法人市民税	件数	439	485	511	450	460
	税額	64,869	58,573	36,732	28,164	31,359
固定資産税・都市計画税	件数	12,662	10,729	11,853	9,905	10,422
	税額	765,630	382,320	663,591	253,459	347,651
その他	件数	3,483	4,097	4,576	4,445	4,817
	税額	44,077	12,425	19,075	13,778	15,052
計	件数	38,684	38,554	41,351	37,511	37,161
	税額	1,279,089	829,473	1,204,851	664,196	686,680

イ 表2 年度別・原因別の不納欠損の状況

（単位：件、千円）

区分		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
時効完成	件数	24,087	27,024	26,421	25,502	24,092
	税額	377,007	421,033	388,463	308,373	276,542
停止後3年経過	件数	9,281	7,356	10,755	9,970	10,657
	税額	445,158	193,351	452,960	268,905	217,416
即時欠損	件数	5,316	4,174	4,175	2,039	2,412
	税額	456,924	215,089	363,428	86,918	192,722
計	件数	38,684	38,554	41,351	37,511	37,161
	税額	1,279,089	829,473	1,204,851	664,196	686,680

ウ 表3 平成20年度 税別不納欠損の理由、人数、金額

(単位：人、千円)

区分	時効完成(5年)		執行停止後3年経過		執行停止後即時		合計	
	人数	税額	人数	税額	人数	税額	人数	税額
市民税								
個人	4,529	169,266	1,376	103,256	251	20,096	6,156	292,618
法人	240	13,694	78	5,929	78	11,736	396	31,359
固定資産税	1,483	68,770	1,155	87,322	280	132,679	2,918	288,771
軽自動車税	3,630	10,503	999	3,218	183	658	4,812	14,379
特別土地保有税			1	198	2	77	3	275
事業所税					1	398	1	398
都市計画税		14,309		17,493		27,078		58,880

税目別の不納欠損額をみると、市税収入の大部分を占める個人市民税と固定資産税が多い。

工 表4 平成20年度の個人市民税と固定資産税の不納欠損の理由別内訳

(単位：千円)

区 分		市民税額	固定資産税額		
現年課税分	法18		-	-	
	執行停止分	法15の7	-	-	
		法18	-	-	
		法15の7	2,010	11,300	
		計	2,010	11,300	
		内容別	法15の7	2,010	11,300
			法15の7	-	-
	法15の7		-	-	
合計		2,010	11,300		
滞納繰越分	法18		98,038	40,947	
	執行停止分	法15の7	103,257	87,322	
		法18	71,228	27,824	
		法15の7	18,085	121,378	
		計	192,570	236,524	
		内容別	法15の7	124,467	200,283
			法15の7	33,128	24,542
	法15の7		34,975	11,699	
	合計		290,608	277,471	
	合計	法18		98,038	40,947
執行停止分		法15の7	103,257	87,322	
		法18	71,228	27,824	
		法15の7	20,095	132,678	
		計	194,580	247,824	
		内容別	法15の7	126,477	211,583
			法15の7	33,128	24,542
法15の7			34,975	11,699	
合計		292,618	288,771		

(注)1 千円未満切捨

- 2 地方税法15の7 - 執行停止が3年間継続し、納付納入の義務の消滅  
 地方税法15の7 - 執行停止後直ちに納付納入の義務の消滅  
 地方税法18 - 時効完成により納付納入の義務の消滅  
 地方税法15の7 - 財産がない  
 地方税法15の7 - 生活困窮  
 地方税法15の7 - 所在及び財産とも不明

オ 表5 平成20年度 不納欠損額の政令指定都市比較 (単位:千円)

区分 団体名	不納欠損額	調定額に 対する割合	調定額に 対する割合の 高い順
千葉市	1,982,770	1.02%	1
仙台市	1,804,194	0.94%	2
新潟市	749,747	0.58%	3
札幌市	1,708,029	0.57%	4
福岡市	1,390,444	0.49%	5
横浜市	3,539,770	0.47%	6
大阪市	3,278,897	0.47%	7
堺市	605,385	0.44%	8
さいたま市	972,126	0.41%	9
神戸市	1,202,828	0.41%	10
静岡市	560,847	0.40%	11
浜松市	548,852	0.38%	12
広島市	686,680	0.31%	13
川崎市	926,693	0.30%	14
京都市	734,329	0.27%	15
名古屋市	1,264,820	0.24%	16
北九州市	308,415	0.18%	17
平均	1,309,696	0.46%	

他の政令指定都市と比較して、平成20年度の調定額に対する不納欠損額の割合は低い。

(5) 広島市における市税の効率的な収納体制の検討

財政局税務部納税課では、広島市における市税の効率的な収納体制について、現行体制の検証及び今後の課題について以下のようにまとめている。

ア 現行体制の検証について

厳しい財政状況の中で、限られた職員で効率的・効果的な滞納整理が求められていることから、これまで事務のOA化や滞納者の便宜を図るため夜間窓口を開設するなど改善に努めるとともに、収納体制についても以下のような措置を行ってきた。

(ア) 各区の高額滞納事案(200万円以上)及び高額滞納者専任職員を集約し、平成16年度から毎年度、新たな滞納事案を引き継ぎ、徹底した財産調査のため搜索するなど、集中的に滞納整理を行い、債権を中心とした差押及び取立、差し押さえた不動産の公売、搜索で差し押さえた動産のインターネット公売など、厳正な滞納処分を実施した。

(イ) 目標収納率を達成し、自主財源を確保するためには、区間での滞納整理に対する取組みのバラツキをなくすことが必要なことから、特別指導班において、滞納整理に対する指導及び滞納整理職員の資質向上を図るため、各区に赴くなどして係長はもとより課長への助言を行っており、効率的・効果的な滞納整理を実施するよう指導している。

(ウ) 税収入の確保を図るためには、高額事案を優先的に整理するとともに、累積事案については、徹底した財産調査や差押処分を実施するなど滞納処分を強化する必要がある。このため、高額及び差押事案については、ベテラン職員に担当させることにより徹底した。

(I) 滞納者数が多い小額事案の整理促進を図るため、在職中に市税の賦課徴収に関して知識、経験を有している市税務 OB 職員を区収納課に配置（平成 20 年度 13 名）して、滞納者個々に応じた納付折衝ができるよう、収納体制の強化を図っている。

#### イ 今後の課題について

これまでの収納体制の強化等により、収納率の向上が図られてきたところであるが、次の課題がある。

(ア) これまで収納施策として行ってきた高額滞納事案の優先的整理に加え、中額滞納事案が増加していることから、これらの滞納整理をより強化することが課題である。

(イ) 税務事務については、国から地方への税源移譲や定率減税の廃止など様々な税制改正により税制度が複雑化する一方、納税者の税に対する負担感の増大に伴う納税者意識の変化などにより、市税滞納整理を取り巻く環境は厳しさを増している。このようなことから、これらに迅速な対応ができる職員の育成と能力の向上に努め、職員のさらなる資質の向上を図ることが課題である。

なお、効率的な収納体制の整備として、民間への業務委託、地方税滞納整理機構の設立、本庁集約等について、様々な角度から検討することが重要である。

#### （滞納整理の民間委託について）

市税の滞納整理については、地方税の徴収に係る事務の合理化・効率化の推進の観点から、民間ノウハウ等を積極的に活用することとされているが、制度上、委託等が可能な業務は「初期滞納者への電話（臨戸）による未納のお知らせ業務」及び「滞納整理のコンサルタント業務」等となっている。初期滞納者への電話による呼びかけ業務は、広島市においては、初期滞納者への滞納整理の促進を図るため、賦課徴収経験のある市税務 OB 職員を嘱託員として区に配置するとともに、市税お知らせセンターを平成 21 年 10 月に設置し、納税の呼びかけ業務を民間に委託している。また、滞納整理のコンサルタント業務については、広島市においては専門的な知識を有している国税局 OB 職員を指導嘱託員として雇用し、高額・難件滞納事案の整理指導、公売事務の指導及び収納職員の滞納整理事務の研修を行うなど、滞納整理の促進を図っている。

#### （地方税滞納整理機構の設立）

国から地方への税源移譲により、地方税の重要性が増す中で、地方における税務行政

は、税負担の公平性を維持し、税収入を確実に確保するために、執行体制の強化が求められる状況にあり、地方税の滞納額を効率的に縮減するためには県及び県内市町が連携して滞納整理を行っていくことが効果的であるとの観点から、税の滞納事務（徴収困難事案等）の処理に関する滞納整理機構（地方税法上の一部事務組合）が設立されている県もあるが、現在のところ、広島県においては、このような滞納整理機構は設立されていない。

（本庁集約等について）

本庁集約等により組織強化と税務事務の充実・強化が図られるものの、膨大な経費（事務室の確保等）及び市民の利便性の低下が見込まれることや、従前から身近なサ・ビスは区役所に集中させ、利便性を高める大区役所制の推進を図ってきたところでもあることから、他都市の状況を調査、検証するなどにより、どのような体制が効果的であるのか、調査・検討することが望ましい。

### 第3 外部監査の結果及び意見

#### 1 個人市民税

##### (1) 概要

##### ア 各賦課事務の手續

##### (ア) 当初賦課事務

当初賦課事務とは、前年の収入に係る給与支払報告書、公的年金等支払報告書、市・県民税申告書あるいは確定申告書などの課税資料の提出を受け、地方税法に基づき、1月1日現在、広島市に住所のある納税義務者に対し、新年度における税額を決定し、納付すべき金額を通知するまでの一連の事務である。

当該事務は、給与支払報告書が提出される1月頃から普通徴収納税通知書を発送する6月上旬まで行われ、平成21年度における課税資料の提出件数は、以下のとおりである。

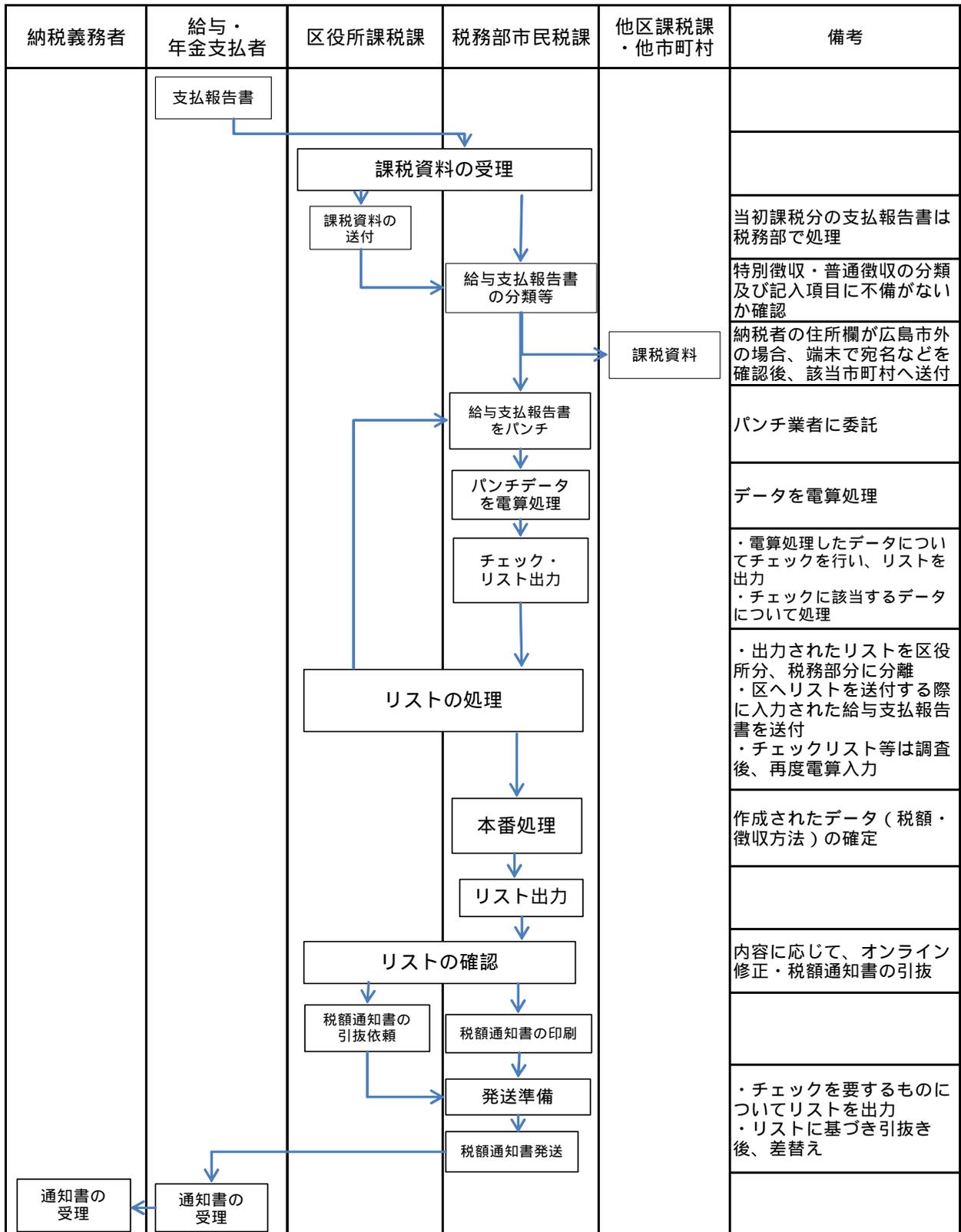
##### 平成21年度における課税資料の提出件数

(単位：件)

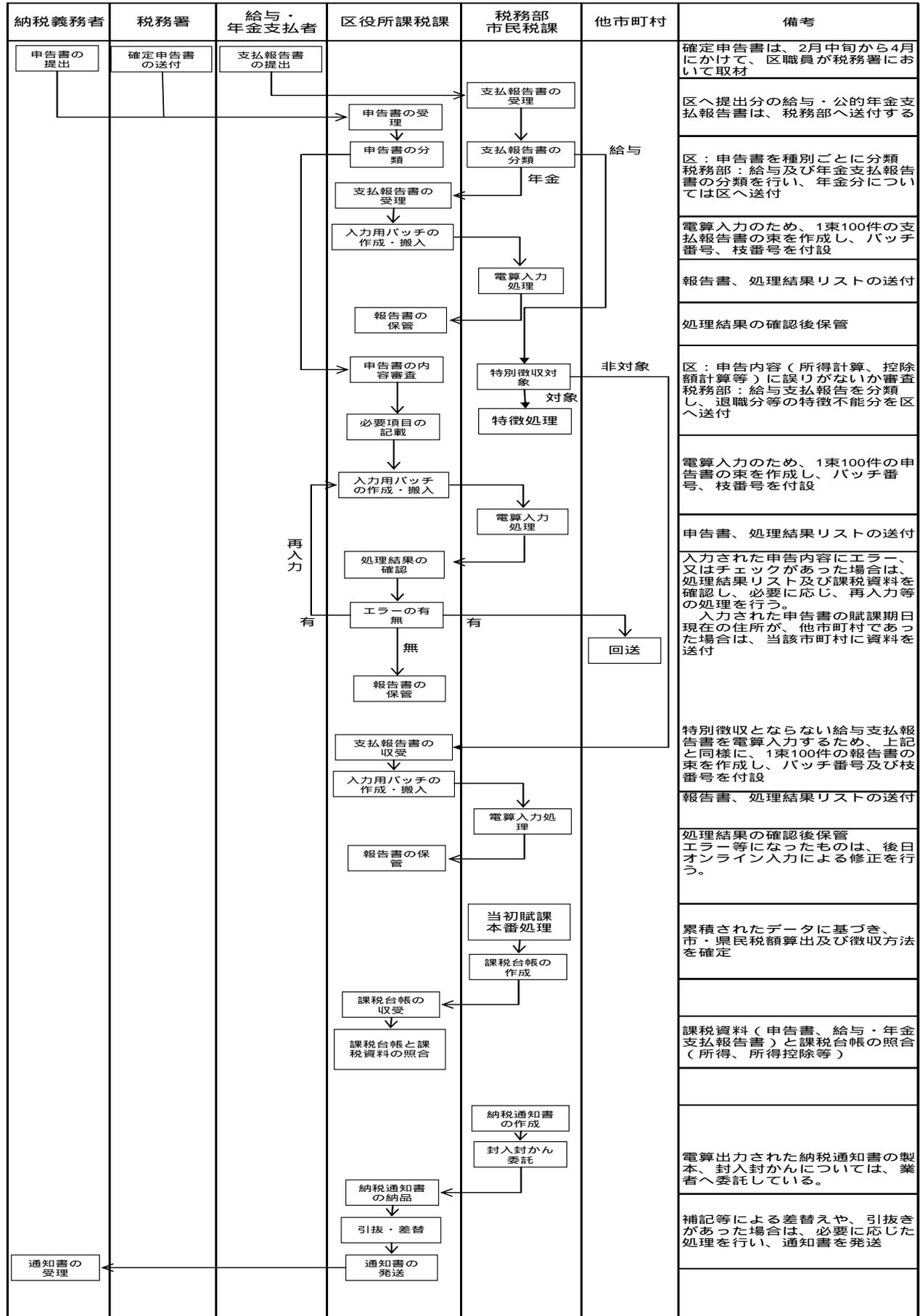
給与支払報告書（特別徴収）		441,835
給与支払報告書（普通徴収）		245,539
申告書	確定申告書 A	129,528
	確定申告書 B	93,649
	確定申告書（分離）	14,196
	市・県民税申告書	16,144

「当初課税事務手續」の流れ（フローチャート）は次頁のとおりである。

a 当初課税処理（特別徴収）



b 当初課税処理（普通徴収）



(イ) 扶養更正（扶養否認、市外居住被扶養者所得調査）事務

扶養更正事務とは、納税義務者が申告した被扶養者等について、課税資料（給与支払報告書、確定申告書等）により被扶養者を確認し、控除の適用に誤りがあった場合に税額更正（扶養否認）を行う事務である。

税務部市民税課において対象者のリスト（扶養更正リスト）を年3回（6月、8月、10月）出力し、区役所課税課において所得調査を実施する。

また、被扶養者が市外に居住している場合には、照会文書一覧表（他市町村用）を作成し、当該被扶養者の所得について他市町村へ照会を行っている。

なお、課税資料により被扶養者の特定ができない場合には、納税者本人や事業所、税務署に被扶養者の確認を行ったうえ調査を実施している。

平成20年度中の扶養調査の件数は以下のとおりである。

a 平成20年度「扶養更正リスト」出力件数

	全市
6月	9,201
8月	5,968
10月	2,435
合計	17,604件

b 平成20年度市外居住被扶養者に係る「照会文書一覧表（他市町村用）」出力件数

中 区	東 区	南 区	西 区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	全 市
414	508	548	714	583	623	238	596	4,224件

(ウ) 給与支払報告書未提出事業所の捕捉状況の適否

給与支払報告書は個人市民税の賦課において重要な資料であるため、網羅的に捕捉する必要がある。

a 例年実施されている捕捉事務

給与支払報告書の未提出事業所の調査対象者の条件は、前年度給与支払報告書の提出の実績があり、当該年度未提出の給与支払者としている。毎年6月上旬に給与支払報告書未提出事業所データを作成し、データ抽出日以降照会状の発送日までに給与支払報告書を提出した者や、すでに解散・死亡している給与支払者を除き、照会状を送付している。

照会状の発送後、支払者からの回答（電話による回答も含む。）状況を「回答書（控）」に記入し保管している。当該調査は、12月まで行われる。

b 平成20年度給与支払報告書未提出者に係る調査状況は下記のとおりであった。

### 平成20年度給与支払報告書未提出者に係る調査状況

#### 照会状発送及び処理状況

区分	発送件数 A	回答件数 B	処理率 B/A (%)	返戻件数	未回答 件数
件数	523	259	49.5	22	242

#### 未回答分調査処理状況

区分	調査対象 A	処理件数 B	処理率 B/A (%)	未処理 件数
件数	264	237	89.8	27

(注) 1 調査対象は照会状を発送した者のうち、返戻となった者及び回答がなかった者である。

2 未処理分については、次年度も継続して調査を行う。

#### 回答件数 259 件( - B)、処理件数 237 件( - B)、合計 496 件の内訳

区分	該当者 なし	提出済	名称・ 所在地 変更	休業・解散 等	申告
件数	94	175	0	58	169

平成20年度の調査の結果、未処理分 27 件は平成21年度に引続き調査を実施している。

前年度である平成19年度は継続分が 31 件あったが翌年度にはすべて調査が完了していた。

#### (I) 未申告者調査による申告義務の有無の捕捉状況の適否

##### a 例年実施されている調査方法

前年度課税実績があり当該年度申告のない者、転入者及び中途就職者で当該年度申告のない者について「未申告者調査処理用簡易申告書打出しリスト」(以下「未申告者調査処理用リスト」という。)が出力され、調査対象者へ申告<sup>しつよう</sup>憑(誘いすすめること)文書及び申告書が送付される。回答がない者については、電話質問や現地訪問等により調査を年内まで実施する。未回答者については次年度の継続調査とする。

なお、平成20年度「未申告者調査処理用リスト」出力件数は、下記のとおりである。

中 区	東 区	南 区	西 区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	全 市
729	507	704	889	942	565	250	488	5,074 件

b 平成20年度市民税・県民税未申告者調査処理状況

監査対象として抽出した区の未申告者調査処理状況は下記のとおりである。なお、電算処理時から申告書の発送までに申告等があったものについては、引抜きを行ったうえ発送している。

平成20年度市民税・県民税未申告者調査処理状況（A区）

申告書の回答状況

（単位：人）

区分	調査対象者 (A)	回答があった者 (B)	回答がなかった者 (A) - (B)
未申告者	162	38	124
前々年度	137	19	118
転入	206	63	143
中途就職	9	0	9
計	514	120	394

（注）未申告者、転入者及び中途就職者で回答がなかった者については、引続き平成21年度の未申告者調査の対象とする。

前々年度分で回答がなかった者（118人）への対応状況

（単位：人）

区分	電話や現地訪問により確認した者	電話や現地訪問を行ったが確認できなかった者	電話、現地訪問ともにできなかった者
前々年度 (118人)	33	36	49

平成20年度市民税・県民税未申告者調査処理状況（B区）

申告書の回答状況

（単位：人）

区分	調査対象者 (A)	回答があった者 (B)	回答がなかった者 (A) - (B)
未申告者	300	49	251
前々年度	82	13	69
転入	81	24	57
中途就職	12	2	10
計	475	88	387

（注）未申告者、転入者及び中途就職者で回答がなかった者については、引続き平成21年度の未申告者調査の対象とする。

前々年度分で回答がなかった者（69人）への対応状況 （単位：人）

区分	電話や現地訪問により確認した者	電話や現地訪問を行ったが確認できなかった者	電話、現地訪問ともにできなかった者
前々年度 (69人)	14	18	37

平成20年度市民税・県民税未申告者調査処理状況（C区）

申告書の回答状況 （単位：人）

区分	調査対象者 (A)	回答があった者 (B)	回答がなかった者 (A) - (B)
未申告者	168	63	105
前々年度	121	10	111
転入	106	24	82
中途就職	15	1	14
計	410	98	312

（注）未申告者、転入者及び中途就職者で回答がなかった者については、引続き平成21年度の未申告者調査の対象とする。

前々年度分で回答がなかった者（111人）への対応状況 （単位：人）

区分	電話や現地訪問により確認した者	電話や現地訪問を行ったが確認できなかった者	電話、現地訪問ともにできなかった者
前々年度 (111人)	35	33	43

平成20年度の調査において、前々年度分で回答がなかった者のうち、電話や現地訪問により確認した者以外は、調査未了のまま調査打ち切りとなっている。

調査未了で打ち切りとなった者の調査用リストを閲覧したが、調査用リストに調査状況が何も記載されていないものが見受けられた。

10月から12月にかけて大きな労力をかけ、平成20年度及び平成19年度の未申告者調査によって賦課できた個人市民税・県民税は次のとおりであった。

未申告者調査に係る処理結果（全市）

区分	件数	市民税・県民税額
平成19年度	353件	33,814,700円
平成20年度	222件	17,110,400円

(オ) 配当・報酬の調査

税務署に提出された法定資料により作成された「配当・報酬等の資料一覧表」が税務署より送付され、非上場株式の配当及び報酬の申告漏れがないか調査を実施している。

イ 監査手続

個人市民税の賦課が、法令等に準拠して網羅的かつ効率的に行われているか。特に公平性に重きをおき、所得の捕捉・賦課漏れがないかを給与支払報告書の収集手続、調査手続の確認並びに未申告者の調査事務に関し、その抽出方法、調査方法並びにその処理状況の妥当性を確認するため、以下の監査手続を実施した。

- (ア) 給与支払報告書の未提出事業所の調査事務につき、その抽出方法、調査方法の妥当性を検討した。
- (イ) 未申告者の調査事務に関し、その抽出方法や調査方法についてヒアリングを行い、「未申告者調査処理用リスト」を閲覧した。
- (ウ) 非上場株式の配当及び報酬の申告漏れがないかについて、監査対象として抽出した区の平成20年度の調査状況を閲覧した。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 監査の意見

ア 給与支払報告書未提出事業所の調査について

給与支払報告書未提出事業所の調査方法として、前年度の提出実績があり、当該年度に提出のない給与支払者について調査がなされている。これに加えて網羅性の観点から、新規設立法人や新たに支店を設置した法人についても登記情報や法人市民税において把握している法人の情報との照合を行い、未提出者の調査を行うべきである。

イ 未申告者調査の調査終了確認について

未申告者調査において、前年度調査で調査未了となり繰り越された者は、当該年度においてもあらゆる手段で調査をしたが未回答であれば調査が打ち切れ、上席者による調査打ち切りの承認がとられているが、未申告者調査処理用リストには何も調査状況が記入されていないものもある。

どのような理由に基づき結論を下し、調査事務を終了したのか明瞭になっていないケースが見受けられ、可能な範囲での記載が必要と考えられる。

ウ 未申告者調査の調査対象範囲について

現在行われている未申告者調査は、前年度課税データがあり、当該年度に申告のない者を主として調査されているが、前年度に課税データがない者で、当該年度申告すべき者が申告しなかった場合には調査対象となっていない。現在行われている調査だけでも大変な労力がかかっているが、税の網羅性、公平性の観点から、他都市の状況等も調査し、未申

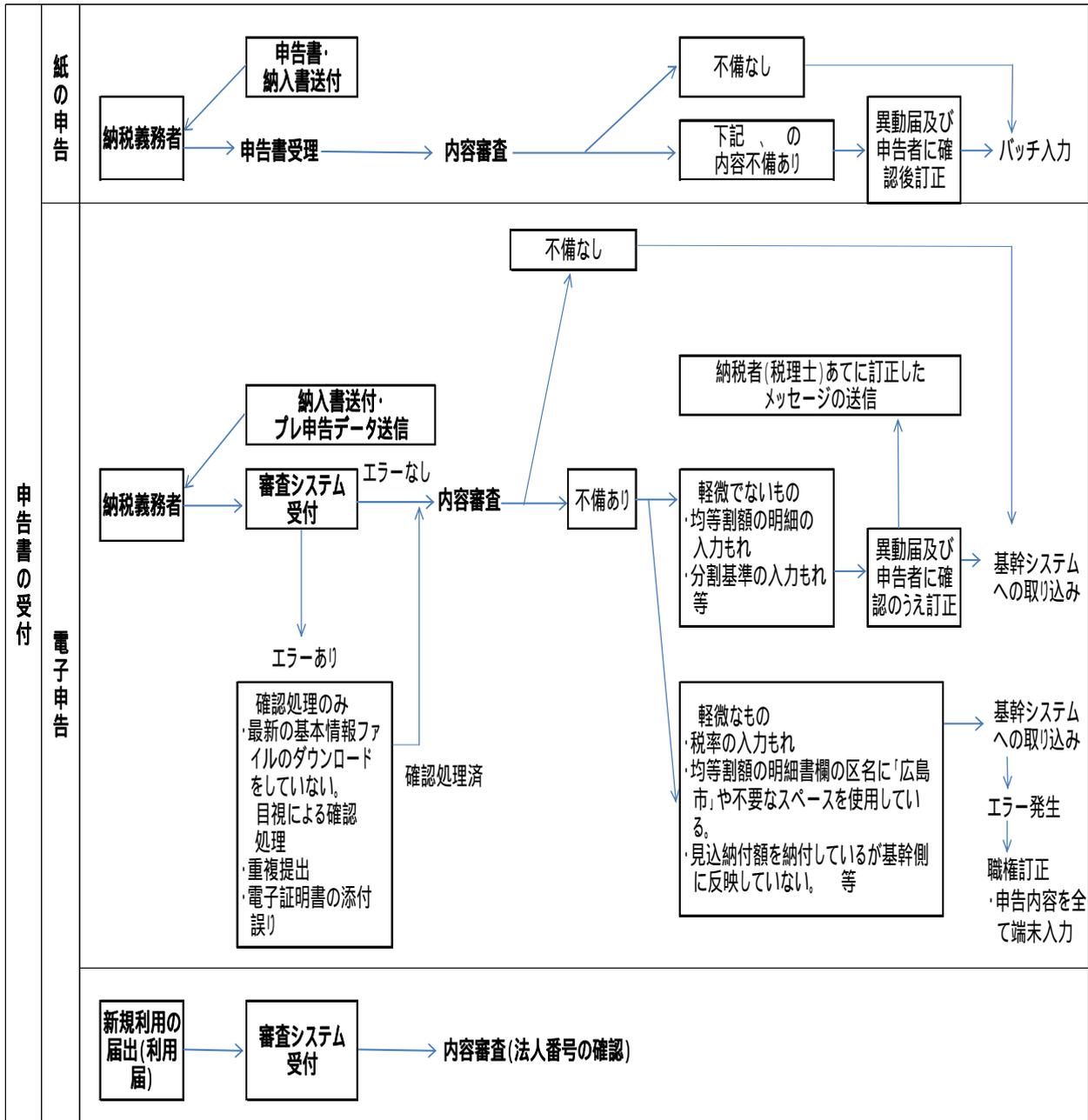
告者調査対象者をどのように効果的に拡大することができるか検討されたい。

## 2 法人市民税

### (1) 概要

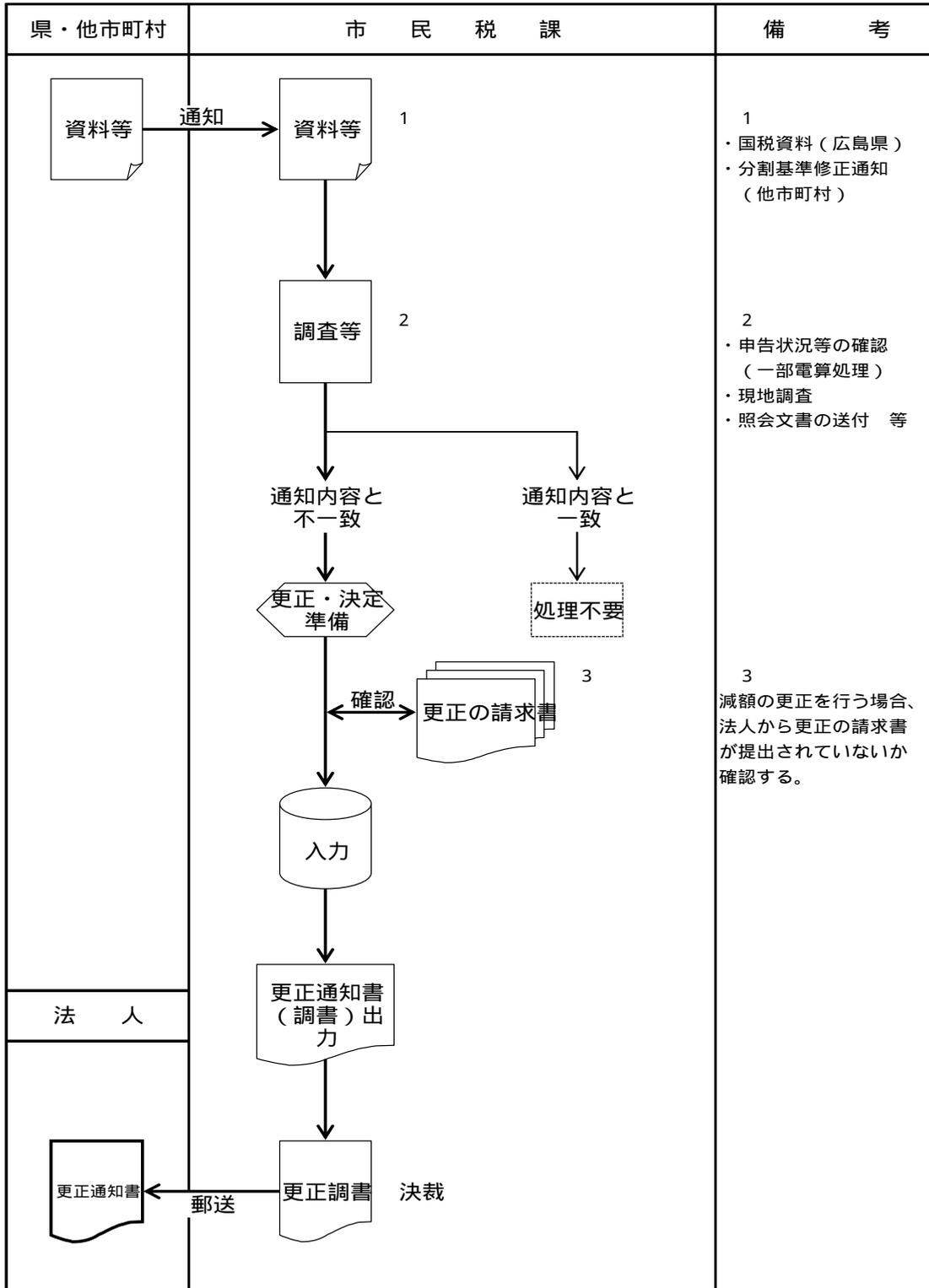
#### ア 課税事務の流れ

#### (ア) 法人市民税申告書の受付、審査事務手順

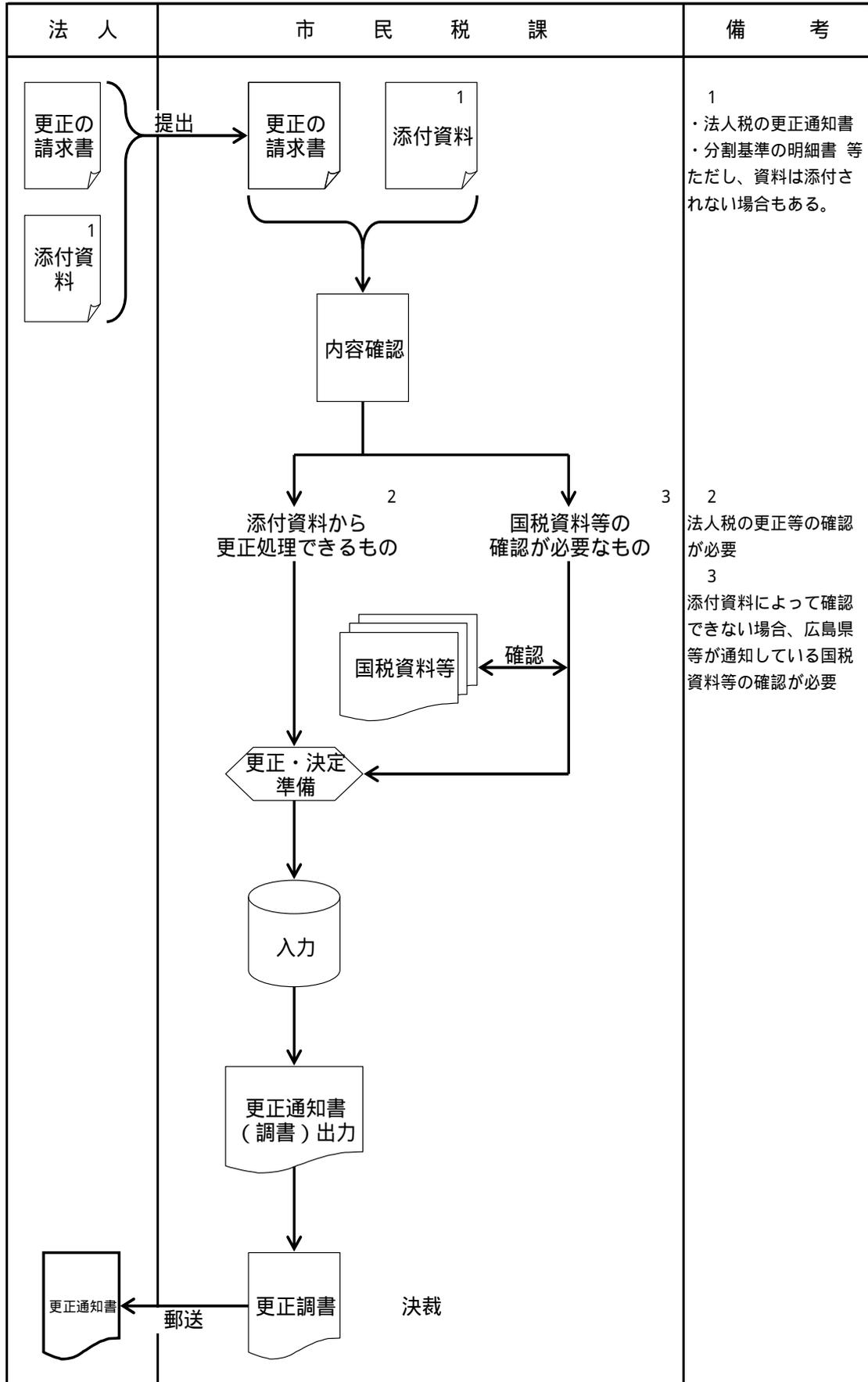




b 国税資料等に基づく更正



c 更正の請求に基づく更正



## イ 未届法人の調査事務手続

平成18年度に電話帳データを購入し、広島市が保有している法人の宛名情報（カナシメイ）と電算処理により突合せ不一致となったものについて調査を実施している。突合した電話帳データの件数は、25,112件あり、そのうち一致分は19,694件、不一致分は5,418件であった。

不一致分の内訳は、賦課漏れ2,168件、宛名なし1,889件、法人番号なし1,361件となっている。

さらに不一致分のうち、広島市が保有している法人の情報から、事務所を閉鎖しているもの、区間異動によるもの、カナシメイは一致しているが漢字氏名が異なっているため別法人と判断できるもの及び登記簿上の本店が代表者の個人宅となっているため電話帳データと不一致になっているもの等を除き、調査対象を1,177件に絞り込んだ。調査結果は、次のようになっている。

### 電話帳データ利用調査概要（平成19年3月30日時点）

（単位：件）

区分	発送件数						返戻分	回答なし
		回答有	未処理	設置届提出	事業所該当せず	申告済み		
法人番号なし	118	69	0	35	15	19	5	44
法人宛名なし	140	57	0	18	16	23	10	73
賦課漏れ	919	402	13	69	177	143	57	460
平成18年度合計	1,177	528	13	122	208	185	72	577

上記回答なし577件のうち住宅地図により確認できたもの104件を調査対象とした。調査結果は、次のとおりとなっている。

（単位：件）

発送件数						返戻分	回答なし
	回答有	申告等	事務所該当せず	要調査	以前より申告済み		
104	53	14	33	2	4	2	49

上記要調査2件については、現在も継続調査中である。回答のなかった49件については、現時点では調査は実施していないが、次の調査の時には優先的に調査対象に入れる予定である。しかし、次回の電話帳データ利用による調査の実施時期については、毎月提出される申告書の入力等の経常的な事務量が多いこと、また、国税資料に基づく未申告法人の調査事務を優先的に実施していることから、現時点においては未定となっている。

なお、平成18年度に行った電話帳データ利用に基づく調査の結果、調定額（申告書の提出により課税となった金額（調査実施の有無にかかわらず自主申告したものを含む。））は、20,669,200円であり、かかった直接費用は、電話帳データベースの磁気テープ料金240,579円、調査票送付等に係る郵送料155,995円余であった。

#### ウ 国税資料に基づく未申告法人の調査事務手続

広島市では、地方税法第63条第4項の規定により都道府県を通じて通知される仕組みとなっている法人税に関する情報（法人の所得金額や法人税額等）が記載されている「市町村民税法人税割に係る課税標準額等通知書（以下「通知書」という。）」を毎月広島県から入手している。通知書は、広島市の賦課情報と突合させるため、突合用データを作成した後、電算処理により突合している。

電算処理で突合させることによって、「法人市民税法人税割に関する課税標準額照合リスト（以下「照合リスト」という。）」を出力し、照合リストと通知書を確認する。

出力された照合リストに、課税標準額が不一致として記載されているものについては、税務端末機で課税状況を確認したうえ、更正する。

また、該当する法人の情報が広島市の保有する法人の情報にない未届法人及び該当する事業年度の申告がないものについては、稼働状況等を調査し、判明すれば決定を行っている。

そこで、未申告法人の調査検討が適正に行われているかについて、平成21年3月25日電算処理分について検討した。

電算照合の結果、照合リストの出力件数は、3,056件あり、そのうち課税標準額一致分は2,774件、調査が必要な、該当法人なし分157件、該当申告なし分8件及び課税標準額不一致分は117件であった。

上記要調査分については、税務端末機で課税状況を確認し、更正すべきもの、処理不要のもの等の照合を行っている。その結果は、すべて「法人市民税法人税割に関する課税標準額照合リスト件数表」に記載されていた。さらに調査を要する法人については、「課税資料に基づく未申告対象法人一覧表（平成21年3月25日電算処理分）」に記載されている。

未申告法人として今後調査対象とするものは16件あり、平成21年10月8日現在の調査状況は、税額を決定したもの4件、調査票及び申告書を送付予定のもの5件で、残り7件は営業の実態が確認できず調査中である。

平成20年度は、データの不一致の総件数が5,846件あり、精査により調査終了となったもの3,923件、更正・決定したもの1,251件、さらに現地調査等の再調査をし調査終了となったもの410件であった。結局残り262件が調査継続となっている。

また、平成19年度以前のもので調査継続となっている件数は、以下のとおりである。

平成19年度	182件
平成18年度	3件
平成18・17年度	4件
平成17年度	3件

調査継続案件として古い年度のものも残っている原因として、どこまで調査をすれば調査を打ち切ってよいかという基準がはっきりしていないことや、タイムリーに調査が実施されていなかったことが考えられる。

現在は、調査の進行状況を把握し、タイムリーに調査を遂行するために未申告法人調査進行管理表を作成するとともに、調査事務を行うときに参考となる情報を共有することにより調査事務の効率化を図っている。

## エ 中間（予定）申告事務手続

事業年度が6月を超える法人は、当該事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内に、税務署長に対して中間申告書を提出する必要がある。ただし、前事業年度の差引所得に対する法人税額が20万円以下の場合には中間申告は不要とされている（法人税法第71条第1項）。

これを受け、法人市民税においても事業年度開始の日以後6月の期間を1事業年度とみなして計算したことによる中間申告あるいは前事業年度の申告実績に基づき計算された予定申告が必要となっている（地方税法第321条の8第1項前段）。

しかし、現状では、法令で定められた法人市民税の申告書の様式では、中間申告義務の有無を判断する差引所得に対する法人税額（法人市民税の課税標準となる法人税額から二重課税の排除を目的として控除することとされている所得税の額や外国税額の控除税額等を差し引いた差引所得に対する法人税額）を記載することになっていないため、中間申告義務者が把握できていない。

広島市においては、こうした正確な中間申告義務者の把握ができていない状況で、確定申告書の「翌期の中間申告の要・否」欄に要と記載した法人、前年の確定申告書に記載されている法人税額で判定し、申告義務があると思われる法人を中間申告書の送付対象法人とし、申告書の送付を行っている。

また、法人が、中間申告義務があるにもかかわらず、中間申告書を期限までに提出しなかった場合は、原則として地方税法第321条の8第1項後段に定めるところによって計算した申告書が提出されたものとみなし、法人市民税を納付しなければならない旨の規定（みなし中間申告）があるが、上記と同様の理由により納付義務のある法人が把握できていない。

したがって、確定申告に見られるような未申告法人のリストアップ及び申告の督促手続は行っていない。

## オ 監査手続

- (ア) 法人市民税の課税が法令等に準拠して網羅的に行われているかを確認するため、関係書類を閲覧し、担当者へ質問した。
- (イ) 登録済未申告法人について、適時に申告の督促等の手続が取られているかを確認するため、関係書類を閲覧し、担当者へ質問した。
- (ウ) 法人市民税の中間申告事務が法令等に準拠して適切に行われているかを確認するため、関係書類を閲覧し、担当者へ質問した。

## (2) 監査の結果

### 中間申告義務者の把握と申告督促について

中間申告あるいは予定申告義務があるにもかかわらず申告もせず納付もしない法人に対し、申告督促を行っていない。

現状において、法令で定められた法人市民税の申告書の様式では、中間申告義務の有無を判断する情報を記載することとなっていないため、中間申告義務者が把握できていない。

その結果、中間（予定）納付する法人と、そうでない法人との間に、資金運用上不公平が生じることから、今後は、中間申告義務の有無を判断する情報を保有する国・県と情報の提供について協議を進め、中間（予定）申告義務者の把握に努め、申告督促すべきである。

## (3) 監査の意見

### ア 未届法人に対する調査方法の拡充について

課税の網羅性実現のために、未届法人の一層の調査把握が期待される。例えば、未届法人把握の精度向上のため、支店を持つ法人については課税客体を積極的に捕捉する等、調査方法の拡充を検討されるべきである。

現状では、平成18年度に電話帳データ利用による未申告法人の調査を実施し、次回の調査日程については、調査事務体制、処理が最優先される法定資料である国税資料に基づく調査の進ちょく状況、景気動向を勘案して決める予定とのことであるが、調査頻度が決められていない。月々の大量の事務量がある中で、毎年とはいかないまでも税の網羅性の観点からも、調査を定期的に行うべきである。

さらに、例えば、広島市が保有している法人市民税の情報と給与支払報告書の提出法人との照合、軽自動車の登録法人との照合等、調査方法の拡充を検討されるべきである。

### イ 未申告法人調査事務の効率化について

国税資料に基づく未申告法人調査事務の効率化を図るべきである。

毎月県税事務所から法人税の申告データ（以下「通知書」という。）を取得して法人市民税のデータと照合し、未申告者等の調査事務を行っている。調査事務は毎月行われ、事務量は大量なものとなっている。現在調査中のもので、古い案件では平成17年のものが残っている。

新しい調査案件は毎月発生しており、限られた人員で、タイムリーで実効性のある調査事務を実施することが必要である。そのためには、どこまで調査をし、どの段階で調査を打ち切るのかという調査を打ち切るための基準を作成すべきである。

また、毎月市は県から通知書を受領し、必要に応じ県へ情報の問い合わせをしているのみであり、国や県で調査して判明した事項を市が取得することは行われていない。国や県で調査して判明したもので、調査事務に有用と思われる情報は市へも提供してもらい、逆に市が調査して判明した情報は国や県へも提供すべきである。

国、県、市はお互いに利用できるデータの共有化、情報の共有化、連携の強化を図り、資料収集等のコストを下げ、調査事務の効率化を図るべきである。

### 3 固定資産税

#### (1) 概要

##### ア 課税の概要

##### (ア) 固定資産の価格等の決定

総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき固定資産を評価し、市町村長がその価格を決定し、この価格をもとに課税標準額を算定する。

##### (イ) 価格の据置措置

土地と家屋については、原則として基準年度（3年ごと）に評価替えを行い、賦課期日（1月1日）現在の価格を固定資産課税台帳に登録する。第二年度及び第三年度は、新たな評価を行わないで基準年度の価格をそのまま据え置くこととなる。

ただし、第二年度又は第三年度において、

- ・ 新たに固定資産税の課税対象となった土地又は家屋
- ・ 土地の地目の変換、家屋の増改築などによって基準年度の価格によることが適当でない土地又は家屋

については新たに評価を行い価格を決定する。

また、地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でない土地については価格の修正を行う。

なお、償却資産については所有者からの申告に基づき毎年評価し、その価格を決定する。

##### (ウ) 課税標準額

原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となる。

ただし、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合などには、課税標準額は価格よりも低く算定される。

##### (エ) 税額の算出方法

税額は、課税標準額×税率（1.4%）＝税額 で算出される。

##### (オ) 免税点

広島市の同一区内に同一人が所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額の合計が、次の場合には、固定資産税は課税されない。

- ・ 土地・・・30万円未満
- ・ 家屋・・・20万円未満
- ・ 償却資産・・・150万円未満

##### (カ) 納税の方法

固定資産税は、年税額を4月、7月、9月及び11月の4回に分けて、納付書又は口座振替により納税する。

## イ 固定資産税の状況

固定資産税は、市税収入全体の約 40%を占め、市民税とともに広島市の財政を支える基幹税目として重要な役割を果たしている。

### (ア) 納税義務者の推移

最近 5 年間の納税義務者の推移は、次のとおりである。

(単位：人)

年度	土地	家屋	償却資産	当初調定 納税義務者数
平成 16 年度	261,231	287,479	38,413	429,655
平成 17 年度	263,519	291,881	38,251	436,725
平成 18 年度	272,568	299,080	38,524	447,758
平成 19 年度	274,504	303,307	38,398	454,690
平成 20 年度	276,072	307,084	38,302	460,686

### (イ) 調定額（現年課税分）の推移

最近 5 年間の調定額（現年課税分）の推移は、次のとおりである。

(単位：百万円)

年度	土地	家屋	償却資産	合計
平成 16 年度	38,650	34,344	11,334	84,328
平成 17 年度	36,196	35,850	11,518	83,564
平成 18 年度	33,923	33,150	11,730	78,803
平成 19 年度	33,298	34,233	11,971	79,502
平成 20 年度	33,371	35,406	12,002	80,779

## ウ 評価事務等の手続

固定資産の評価、調査及び賦課の事務は、土地・家屋・償却資産それぞれについて区分して行われる。

うち、固定資産税の主要対象である土地・家屋については、登記済通知書、現地調査等により課税客体を把握して行われることとなる。

主な事務手続を順不同で列挙すれば、次のとおりである。

### (ア) 土地

- ・異動状況の把握（登記済通知書等）
- ・現地調査
- ・経常異動入力処理（地目の変換、分合筆、所有権移転等）
- ・価格修正率の算定

- ・路線データ等入力
- ・固定資産課税台帳等の作成
- ・標準地の適正な時価の評定
- ・路線価の付設

(イ) 家屋

- ・異動状況の把握（登記済通知書、建築計画概要書等）
- ・現地調査
- ・経常異動入力処理（新增築、滅失、所有権移転等）
- ・木造・非木造家屋の再建築費評点数の算出
- ・固定資産課税台帳等の作成

(ウ) 償却資産

- ・納税義務者へ申告書発送（12月20日頃）
- ・申告書受付（申告期限1月31日）
- ・経常異動入力処理（資産の異動等）
- ・未申告者に対するハガキによる申告の催告
- ・国税資料閲覧調査
- ・固定資産課税台帳等の作成

エ 現地調査等の実績

(ア) 土地

最近5年間の「地目の変換等の現地調査」の実績は、次のとおりである。

（単位：件）

年度	件数
平成16年度	22,909
平成17年度	46,649
平成18年度	29,543
平成19年度	27,601
平成20年度	36,282

(イ) 家屋

最近 5 年間の「新築等家屋の实地調査」等の実績は、次のとおりである。

(単位：件)

年度	新築等家屋の 实地調査	滅失家屋の 实地調査
平成 16 年度	5,085	4,488
平成 17 年度	4,787	4,807
平成 18 年度	5,013	4,541
平成 19 年度	4,472	4,183
平成 20 年度	4,112	3,753

(ウ) 償却資産

a 未申告者に対するハガキによる申告の慫慂

平成 20 年度における区役所別の慫慂ハガキ発送件数は、次のとおりである。

(単位：件)

区役所	発送件数
中区	1,263
東区	545
南区	574
西区	908
安佐南区	500
安佐北区	573
安芸区	239
佐伯区	429
合計	5,031

b 国税資料閲覧調査

平成 18 年度の税制改正により国税関係資料の閲覧が可能と地方税法に明文化された。この平成 18 年度以降 3 年間の国税資料閲覧調査件数は、次のとおりである。

(単位：件)

年度	件数
平成 18 年度	588
平成 19 年度	2,487
平成 20 年度	2,597

## オ 監査手続

### (ア) 市役所において実施した手続

- a 関係法令、条例、規則等の根拠規程の確認
- b 平成20年度版 市税のあらまし(広島市)、固定資産税のしおり(社団法人 資産評価システム研究センター)等の閲覧
- c 土地の評価事務について、市役所作成の年間スケジュール表を資料に関係者から手続の聴取並びに質問
- d 家屋の評価事務について、市役所作成の年間スケジュール表を資料に関係者から手続の聴取並びに質問
- e 償却資産の評価事務について、未申告者に対する申告の催告及び調査関連事務と次年度申告関連事務を中心に、市役所作成の年間スケジュール表を資料に関係者から手続の聴取並びに質問
- f 土地、家屋及び償却資産の賦課事務について、市役所作成の年間スケジュール表を資料に関係者から手続の聴取並びに質問
- g 償却資産について、平成20年度の申告の催告ハガキの発送件数と未申告件数の把握
- h 償却資産について、平成20年度国税資料閲覧調査に基づく増額・減額の賦課決定処理状況の把握

8 区役所合計でのこれらの処理状況は次のとおり

- ・償却資産申告書の提出によるもの  
義務者数 63 件、税額 1,191 万円の増
- ・減価償却資産明細書等の提出によるもの  
義務者数 16 件、税額 429 万円の増
- ・現地調査によるもの  
義務者数 5 件、税額 358 万円の増

### (イ) 区役所において実施した手続

広島市の8カ所の区役所の内、中区役所、西区役所及び安佐南区役所の3カ所を無作為に抽出して訪問し、各々次のような監査手続を実施した。

#### a 中区役所

- (a) 土地の評価事務手続について関係者へ質問
- (b) 家屋の評価事務手続について関係者へ質問
- (c) 平成20年度分の償却資産の申告について

国税資料閲覧調査の実施状況を質問

広島西税務署に対する法人関係の国税資料閲覧調査193件の内、8件を無作為に抽出して国税資料と償却資産申告書(種類別明細書)を突合

催告ハガキを発送した未申告者のうち(発送件数1,263件)なお申告がない者で、免税点以上と推定される者76件について、その後の調査状況を質問

現地調査の実施状況を質問

白島北町、胡町を無作為に抽出して「償却資産申告書 発送・受付簿（既課税義務者）」を閲覧

b 西区役所

平成20年度分の償却資産の申告について、次の監査手続を実施した。

- (a) 国税資料閲覧調査の実施状況を質問
- (b) 広島西税務署に対する個人関係の国税資料閲覧調査72件の内、未解決案件6件について国税資料と償却資産申告書（種類別明細書）を突合
- (c) 逓憑ハガキを発送した未申告者のうち（発送件数908件）なお申告がない者で、免税点以上と推定される者33件について、その後の調査状況を質問。一部名寄帳を閲覧。
- (d) 現地調査の実施状況を質問

c 安佐南区役所

平成20年度分の償却資産の申告について、次の監査手続を実施した。

- (a) 国税資料閲覧調査の実施状況を質問
- (b) 広島北税務署に対する個人関係の国税資料閲覧調査72件の内、8件を無作為に抽出して国税資料と償却資産申告書（種類別明細書）を突合
- (c) 逓憑ハガキを発送した未申告者のうち（発送件数500件）なお申告がない者で、免税点以上と推定される者18件について、その後の調査状況を質問
- (d) 減価償却資産明細書等の提出依頼並びに現地調査の実施状況を質問
- (e) 国税資料閲覧調査後の事務処理に係る担当者交替時の引継ぎの状況を質問

(2) 監査の結果

ア 償却資産に係る国税資料閲覧調査後の対応について

償却資産に係る国税資料閲覧調査の結果、償却資産の申告に漏れがあるのではないかと疑問を持ちながら、それから先の調査が実施されずに未解決となっている以下のような事案が存在した。

(ア) A社の事案

A社の国税資料(平成19年7月31日現在の貸借対照表)には、建物附属設備4,564万円が計上してあるが、これが償却資産の申告と一致しない。

(イ) B社の事案

B社の国税資料(平成19年6月30日決算に係る法人税申告書別表十六(二))には、建物附属設備が取得価額ベースで1,030万円計上してあるが、償却資産の申告ではこれが200万円であり830万円の差が生じている。

(ウ) C氏の事案

C氏の国税資料(所得税申告書調査票)には、建物附属設備等が取得価額ベースで2,092万円計上してあるが、これが償却資産の申告にはない。

(I) D氏の事案

D氏の国税資料(所得税申告書調査票)には、構築物が取得価額ベースで357万円計上してあるが、これが償却資産の申告にはない。

このような事実を認識したのであれば、速やかに文書等により減価償却資産明細書等の提出依頼を行い、それでも提出がないものについては現地調査を積極的に実施するなどして、課税漏れがないか否か早期に結論を出す必要がある。

イ ハガキによる申告<sup>しやうよ</sup>愆憑(誘いすすめること)後の対応について

平成20年度の償却資産未申告者に対するハガキによる申告愆憑の結果、依然として未申告のままで解決に至らなかった者のうち、広島市として「免税点以上と推定される者」と認識している案件が、往査した3つの区役所において監査日現在で次のとおり存在した。

中区役所	76件
西区役所	33件
安佐南区役所	18件

これらの案件については、速やかに現地調査を積極的に実施するなどして、課税漏れがないか否か早期に結論を出す必要がある。

(3) 監査の意見

ア 免税点判定を過年度にさかのぼって実施することについて

償却資産に係る国税資料閲覧調査の結果、E社の国税資料(平成19年7月31日決算に係る法人税申告書別表十六(一))には、建物附属設備が取得価額ベースで130万円計上してあるが、これが償却資産の申告にはない。

この資産について償却資産の申告があった場合の平成20年度の評価額は104万円であり、これに申告済の資産の評価額29万円を加えても、合計で133万円であり、免税点の150万円に満たないため問題ない。しかし、平成19年度のこれらの資産について同様の方法により計算したところ合計の評価額は163万円であり、免税点の150万円以上となり課税漏れという結果を招いている。

このような場合の免税点以上か否かの検討は、課税の網羅性の観点から、明らかに免税点未満と判断できる場合を除いて、当該年度のみではなくその前の年度についても行う必要がある。

#### イ 国税資料閲覧調査後の事務処理の引継ぎについて

往査した3区役所のうち、任意に安佐南区役所を選定して国税資料閲覧調査後の事務処理に係る担当者交替時の引継ぎの状況について監査した。

安佐南区役所では、平成20年度の国税資料閲覧調査に関し、調査対象者との折衝経緯を記録した「平成20年度 償却資産申告書 未提出者記録票」が作成されていたが、平成21年4月の担当者の交替の際には、この記録票による現担当者への引継ぎが十分に実施されていなかった。

未解決案件の早期解決を推進する観点から、担当者の交替の際には、記録票等により詳細な引継ぎを行う必要がある。

#### ウ 国税資料閲覧先の選定について

平成18年度の税制改正により国税関係資料の閲覧が可能と地方税法に明文化され、広島市においても平成19年度から本格的に実施されているところである（平成18年度も実施はされている。）。

現在、国税資料の閲覧先の選定は、各区役所にて担当者と係長が協議し、さらに税務署側とも調整した上で決定されている。五十音順に選定したケース、当該年度の未申告者を選定したケース等である。

本格的実施から3年を経過し、各区役所にて実績を積んできたことから、各区役所の担当者が実績を持ち寄り情報交換し、適正申告の確保及び未申告者の解消という観点から、より効果の上がる選定の方法を検討されることを提案する。

### 4 収納・債権管理業務

#### (1) 概要

##### ア 監査の概要

##### (ア) 滞納整理事務について

#### 職員1人当たりの滞納整理対象人員（執行停止中を含む）

（単位：人）

区分		8区計	本庁	計
20年度	職員数(係長除く)	80	9	89
	滞納者実人員(整理対象実人員)	129,485	637	130,122
	職員一人当たり滞納者数	1,619	71	1,462

（注）広島市税務部納税課作成

滞納者実人員には市税以外（下水道受益者負担金や児童福祉施設徴収金等）の滞納者を含む。

平成20年度の収納課職員1人当たり滞納者数は、約1,500件となっている。現年課税分の新規滞納分は、納期限別に滞納が発生する事案も多く、滞納発生 折衝 完納 滞納発生 折衝 完納を繰り返すなど、滞納者実人員は1人とはいえ、滞納整理の事務量は数倍を要することとなっている。

限られた人員と時間で効率的・効果的な滞納整理を行うため、広島市では滞納金額に応じて小額事案と高額事案別に担当者を配置し折衝業務を行っている。特に各区の滞納

金額の合計が 200 万円以上となる高額滞納事案については金額が高額であり、案件が複雑になるため、本庁の納税課特別滞納整理班が各区より業務を引き継ぎ、一元管理することにより市税の効率的な徴収に努めている。

また 2 区以上にかかる滞納事案については、各区担当者が協議の上、滞納整理方針を統一し、可能な限り効率的な徴収業務を行うように努めている。

(イ) 滞納債権の管理について

滞納債権は個別事案ごとに担当者が滞納整理票、事績票（折衝記録）等を作成し、滞納の発生経緯、金額、滞納者との折衝状況（文書や電話連絡、財産調査や差押等の状況）を記録し、折衝記録を責任者が定期的にチェックすることにより、折衝漏れがないように努めている。

滞納債権の課税発生年度別金額について、市税システムにおいて直近 5 年間は年度別で管理しているが、それ以前の滞納債権は年度別に集計する仕組みがないため、5 年以前の滞納繰越分として一括管理している。

(ウ) 分割納付の事務手続について

納税者から一括納付が困難であるため分割納付の相談があった場合、納付資力を聴取し、分納金額、納付期間を決定している。納付期間は原則として 1 年を期限とし、期限内に完納するよう納付金額を決定している。ただし、納税者の諸事情を考慮し、1 年を超えて分割納付を認める場合もある。

分割納付の申請にあたっては、原則として納付誓約書を提出することになっているが、現年滞納者の場合は、現年中の完納を促すため、電話による申請も受け付けており柔軟な対応を図っている。

納付の際には分割納付履行表に納付額を記載し、納付状況を確認している。本来の納期限とは別の指定納期限を設定するため、分納履行監視表を定期的にチェックし、納付書の発送漏れがないか、分割納付の不履行がないかを確認している。

分割納付計画どおりに納付が無い場合は、電話連絡、分納催告、現地調査（高額で早期の対応が必要な場合）を行い、不履行になった原因を調査する。調査の結果、分割納付の意思がある場合は再度分割納付計画を作成する。納付状況の確認を随時行い、不履行が続く場合には、滞納処分を行うこととしている。

(I) 延滞金の管理について

延滞金は納税者が本税を納期限までに納付しない場合に発生する遅延利息に相当するものである。延滞金はその性質上、本税完納時に延滞金額が確定・徴収するため、広島市では延滞金の収入額を調定額として会計上計上している。

市税システムにおいて個人別の延滞金管理は当然に行っているが、延滞金が全体としていくらあるのかを集計する仕組みがないため、延滞金の徴収率、不納欠損金額、減免総額及び時効を迎える延滞金の総額の把握ができない仕組みとなっている。

## イ 監査手続

市税の収納・債権管理業務が

- ・法令や条例等に準拠して行われているか
- ・事務が適正かつ効率的に行われ、公平性が確保されているか

という点に特に留意して次のような監査手続を実施した。

### (ア) 督促状の発送・管理について

督促状の発送・管理状況についてヒアリングを行い、平成21年9月の「督促状発付簿」、「督促状発付リスト」の閲覧及び督促状発付リストと督促状引拔リスト、引拔連絡票を任意に5件照合し、発送除外理由の妥当性を確かめた。

### (イ) 滞納債権の残高管理について

滞納債権の残高管理及び徴収状況を把握するため、平成20年度の滞納繰越金額及びその徴収状況について資料の閲覧、ヒアリングを行った。

### (ロ) 滞納整理事務について

本庁、中区役所、東区役所、西区役所の滞納金額上位10件について滞納債権の発生原因、折衝状況、滞納処分に至る経緯等についてヒアリングを行い、滞納者への納付督促や財産調査、差押等の手続が関係法規等に基づき適時・適切に行われているかを検討するため、滞納者との折衝記録（事績票）や関連資料を閲覧した。

### (ハ) 領収証書等の管理について

現金や手形で市税を徴収した場合は、領収証書や受託証書受領書等を起票している。領収証書や受託証書受領書等について管理台帳と照合し、書き損じ等について所定の手続に従い、適切に保管が行われているか確認した。

### (ニ) 分割納付の管理の適否について

分割納付の管理が適切に行われているかを検討するため、担当者へのヒアリング、分割納付履行表、その他関連資料の閲覧を行った。

### (ホ) 延滞金の管理について

延滞金の調定方法や収納率、収入未済額や不納欠損額等について把握し、延滞金の徴収が適切に行われているかを検討するため、延滞金の管理体制について、ヒアリングを行うとともに関連資料を閲覧した。

### (ヘ) 延滞金の減免手続について

平成20年度及び平成21年度の延滞金減免申請書及び減免承認決議書を閲覧し、申請理由や減免承認が適切に行われているか検討した。

(ク) 不納欠損の処理手続について

不納欠損処理の妥当性を検討するため、平成20年度に不納欠損処理したもののうち、執行停止後即時消滅（任意10件）、執行停止後3年経過による消滅（任意10件）、執行停止後時効完成による消滅（任意10件）について滞納処分停止調書兼決議書やその他関連資料の閲覧・ヒアリングを行った。

(ケ) 差押、換価について

差押、換価の事務手続について、担当者に対するヒアリング、関連資料の閲覧を行い、手続が適切に行われているか検討した。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 監査の意見

ア 滞納整理事務の効率化について

滞納者の中には複数の区にわたる滞納が発生している場合があるが、高額滞納案件については、収納率の向上及び事務処理の効率化のため、各区の滞納金額の合計が200万円以上になった場合には、原則として本庁納税課の特別滞納整理班が各区より徴収業務を引き継ぎ一元管理を行っている。

しかし、高額滞納案件を除いては、各区収納課の職員が個別に徴収業務を行っており、滞納整理事務が各区で重複している。

この重複した滞納事案については、収納事務取扱要領に基づき、必要に応じて各区の収納担当者による協議会を開催し、情報交換や今後の処理方針を決定している。また、協議会等で窓口を一本化することになった場合には、滞納者との折衝窓口を一元化して効率的に対応するなど、可能な限り事務の重複のないよう努めている。

しかし、より効率的な収納事務を行うためには、複数の区にわたる滞納案件について、金額基準のみならず、一定期間以上滞納しているものを徴収困難案件として、単一部署で一元化管理することも検討されたい。

イ 滞納債権の残高管理について

平成21年3月31日現在の滞納繰越分のうち、5年以上前（平成14年度以前）に係るものは、一括管理されており、課税発生年度別に集計されていなかった。

平成21年3月31日現在の滞納繰越分86億947万円のうち、平成14年度以前の滞納債権は15億7,021万円である。最も古いものは昭和51年度に課税したもので1万3,000円であった。

一括的に集計されている5年以前の債権についても、長期の滞納債権又は回収努力の効果のない債権の区分管理を行い、不納欠損処理への移行の判断資料とするため、課税発生年度別の債権管理が必要と考える。

## 平成21年3月31日現在の滞納繰越金額

(単位：万円)

区分	調定額
平成19年度	283,493
平成18年度	148,688
平成17年度	112,523
平成16年度	87,318
平成15年度	71,901
平成14年度以前	157,021
合計	860,947

注 広島市財政局税制課作成資料より

### ウ 分割納付の事務手続について

分割納付に関する手続については、収納事務取扱要領に定められており、滞納者から、分割納付の申し出があった場合には来庁を求め、納付相談の上、早期完納を指導するとともに、滞納の新規発生を未然に防止するよう努めている。

また、納付約束をする場合は、原則として納税者から必ず納付誓約書を徴することとしている(ただし、短期間等のものを除く。)が、滞納者等の実情により、やむを得ず、電話による分割納付の申請も受け付けることや納付期間が一定期間以上であっても納付誓約書が得られない場合もある。

分割相談においては、滞納金額が一定額、一定の納付期間以上の場合は、納付計画書の提出を義務付けることや、不履行が続く場合には強制徴収を行うなどといった具体的な手順を収納事務取扱要領に盛り込むことにより、判断に客観性を持たせることが、税負担の公平性の観点から望ましいと考える。

### エ 延滞金の管理について

延滞金とは、市税において本来の納期限までに完納されなかった税額が発生した場合にその遅延した税額及び期間に応じて課されるものである。延滞金の調定額は、本税を収入した時点で確定する。延滞金の調定については、広島市会計規則上、「延滞金を収納したときに調定をすることができる。」としているため、広島市の決算書上、延滞金収入額＝延滞金調定額となっている。このような会計上の取り扱いのために、本税を収入した時点で市全体として確定した延滞金額、それに対する収納率、収入未済額及び不納欠損額が把握されていない。

本税については、税目別に調定額、収納率、収入未済額及び不納欠損額は把握されており、決算書に公表されている。そして、その収納率が低い場合や、滞納額が大きい場合は市の財政上、必要な対策がとられる。しかし、延滞金はこのような徴収状況が把握されていないために、延滞金が市の条例、規則どおりに適正に徴収されているかを全体として知ることができない。

延滞金は、期限までに納付した納税者と滞納者との間で不公平とならないよう、規定どおりに徴収すべき債権であり、そのためには、本税と同様に延滞金の全体としての徴収状

況、すなわち、税目別に調定額、収納率、収入未済額及び不納欠損額を管理資料として整備し、収納率の向上に向けて管理、指導する必要がある。また、広島市会計規則に従えば、決算書上の処理は、延滞金収入額 = 延滞金調定額となるのであるが、延滞金の徴収状況を決算書とは別の資料として作成し、分析等を行っていただきたい。そして、その結果を公表することも、検討していただきたい。

オ 延滞金の減免手続について

延滞金の減免を認めるかどうかの具体的判断は、地方税法に規定されている徴収猶予に係る国の通知に準じて行っている。

しかしながら、この通知は必ずしも明確な基準となっていないことから、今後、減免の具体的な判断基準を明確にすることが望ましい。